



南会津町 都市計画 マスタープラン

2022 >>> 2041



令和4年3月
南会津町建設課

ごあいさつ

本町では、平成16年3月に旧田島町の都市計画区域を対象とした『田島町都市計画マスタープラン』を策定し、平成18年3月の町村合併後も、令和2年度を目標年次とし各種の都市づくり施策を進めてきたところです。

この間、町村合併による行政区域の拡大、人口減少や少子高齢化の急速な進行、広域幹線道路などの都市基盤整備や土地区画整理事業の進捗など、南会津町を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が見られるようになってきました。



また、基幹道の整備状況に目を向けますと、現在整備が進められている会津縦貫南道路や国道289号田島バイパスに加え、栃木県日光市へと通じる栃木西部・会津南道路についても、国の直轄事業による改良工事が決定しております。さらに、新潟県三条市へとつながる国道289号八十里越道路は、令和7年度の開通を目指して工事が進められています。

第2次南会津町総合計画の中では、「互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、安心と信頼のまち」を町の将来像とし、土地利用のあり方についても、まちの素材を活かした方向性が示されておりますが、計画の目標年度が令和4年度と迫っていることから、南会津町の新たなまちづくりの指針となる『第3次南会津町総合振興計画』の策定を進めているところです。

今回の都市計画マスタープランの見直しについては、町民ニーズを的確にとらえ、ニーズに応じた効果的な取組が必要であることから、町民アンケート調査を実施したほか、一般町民を含めた策定委員会での議論など、町民の皆さまのご意見を計画に反映するよう努めました。

計画年次としましては令和4年度を初年度とし、概ね20年後の南会津町の都市の姿を展望しながら、都市づくりの基本的な考え方を都市計画の観点からその道筋を指し示すものであります。

今回の都市計画マスタープランの将来都市像となる、「人・まち・みどりをつなぐ未来へつながる南会津 ～都市機能の維持と新たな活力による賑わいの創出～」を実現するため、住民・事業者・行政などが協働し、パートナーシップに基づき、計画の推進に取り組んでいくことが重要でありますので、今後とも町民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、南会津町都市計画マスタープランの見直しにあたり、ご尽力いただきました南会津町都市計画マスタープラン策定委員会委員の方々、ご意見をいただきました町民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和4年3月
南会津町長

大宅宗吉

目 次

第1章 都市計画マスタープランの概要	1
1. 都市計画マスタープランとは	2
2. 策定の背景	4
3. 計画の概要	5
4. 計画の構成	6
第2章 南会津町の現況と主要課題	7
1. 都市づくりに係る社会的背景と上位関連計画における位置づけ	8
2. 南会津町の現況	14
3. 都市づくりの主要課題	32
第3章 都市づくりの基本理念	35
1. 都市づくりのテーマ	36
2. 将来都市像	38
3. 将来都市構造	39
第4章 都市づくりの分野別方針(全体構想)	43
1. 土地利用の基本方針	44
2. 交通体系の基本方針	52
3. 水と緑の基本方針	56
4. 都市環境の基本方針	59
5. 安全・安心の基本方針	64
第5章 都市づくりの実現に向けて	69
1. これからの都市づくりの進め方	70
2. パートナーシップに基づく都市づくり	71
3. 将来像の実現に向けた適切な都市計画の選択	72
4. 計画の適切なマネジメント	74
参考資料	75
1. 用語集	76
2. 計画策定の経緯	78

第1章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランとは
2. 策定の背景
3. 計画の概要
4. 計画の構成

第1章 都市計画マスタープランの概要

本章では、都市計画マスタープランの役割や位置づけを明らかにするとともに、計画策定の背景や計画の対象区域・期間、計画の構成を整理します。

1 都市計画マスタープランとは

(1) 計画の役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、長期的な視点に立った都市づくりの方針を示すことを目的とします。都市計画マスタープランは、主に次のような役割を担っています。

- 都市づくりの将来都市像を示します。
- 都市づくりを進めていくための基本的な考え方を示します。
- 具体的な都市計画や事業計画の決定・変更の指針となります。
- 都市づくりに係る分野別の個別計画との調整を図る体系的な指針となります。
- 都市づくりを担う多様な主体と共有する都市のビジョンとなります。



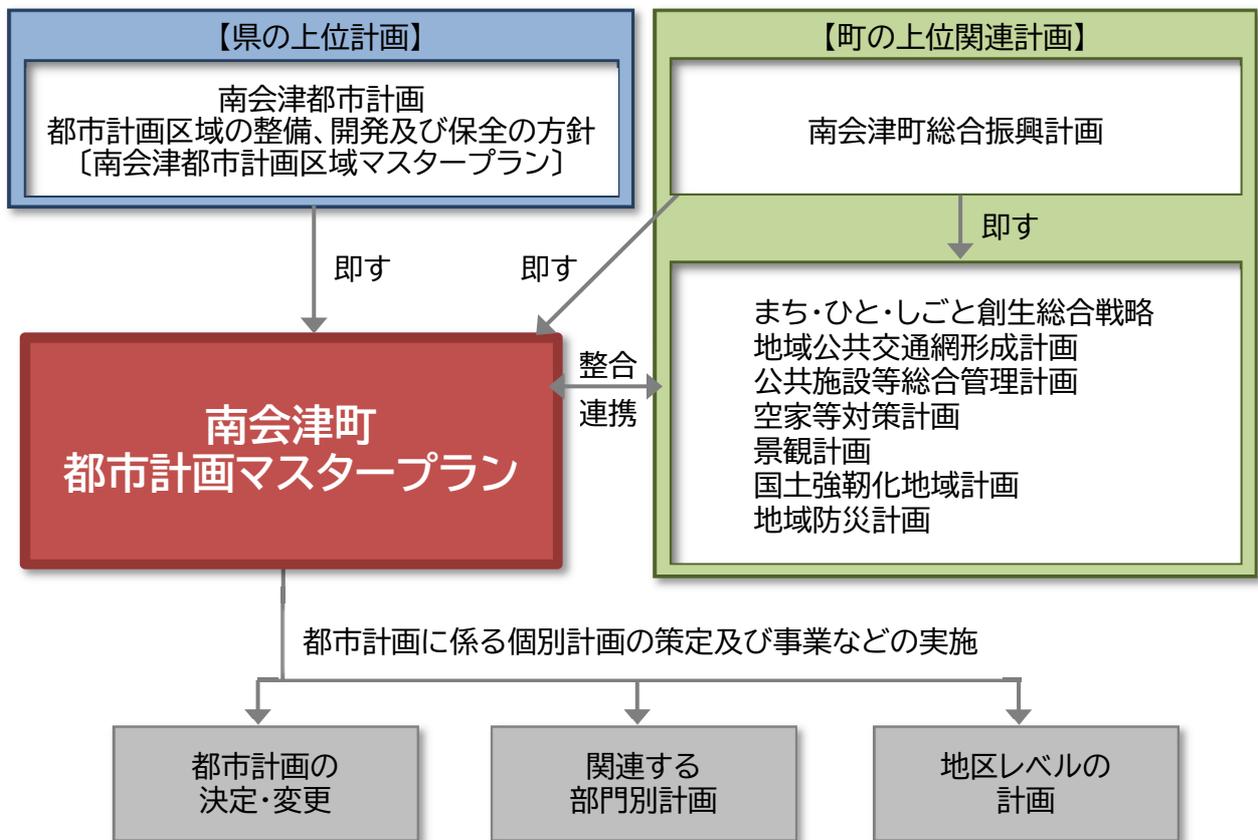
田島地域の既存市街地

(2) 計画の位置づけ

本計画は、福島県が定める『南会津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〔南会津都市計画区域マスタープラン〕』や町の最上位計画となる『第2次南会津町総合振興計画』に即し、その他の都市づくりに係る分野別計画との連携・調整を図りながら、将来像や都市計画に係る施策・方針などを定めます。

用途地域などの地域地区の指定、都市計画道路の整備や土地区画整理事業の実施などの個別の都市計画は、本計画で定めた方針に基づいて具体的な調査・検討を実施し、都市計画決定・変更が行われることとなります。

■都市計画マスタープランの位置づけ



2 策定の背景

(1) 旧田島町都市計画マスタープランの計画期間の終了

旧田島町においては、2004(平成 16)年 3 月に旧田島町の都市計画区域を対象とした『田島町都市計画マスタープラン』が策定されました。南会津町は 2006(平成 18)年 3 月の町村合併後も、この計画に掲げられた方針に基づきながら、各種の都市づくり施策を進めてきましたが、2020(令和 2)年度に目標年度を迎えています。

(2) 社会潮流への対応

南会津町においては、町村合併による行政区域の拡大、人口減少や少子高齢化の急速な進行、広域幹線道路などの都市基盤整備や土地区画整理事業の進捗など、南会津町を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が見られます。

また全国的にも、成熟型まちづくりに向けた“コンパクト・プラス・ネットワーク”への転換や 2050(令和 32)年までの温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向けた“脱炭素まちづくり”の推進、持続可能な開発目標(SDGs)に沿った持続可能性に配慮した取り組みが求められるなど、都市計画に求められる役割や位置づけは大きな転換期を迎えています。

(3) 上位関連計画との整合・調整

南会津町は、2011(平成 23)年 3 月に町の最上位計画となる『第 2 次南会津町総合振興計画』を策定し、将来像として「互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、安心と信頼のまち」を掲げました。分野ごとの様々な施策を展開しながらまちづくりを進めているところですが、計画の目標年度が 2022(令和 4)年度と迫っていることから、南会津町の新たなまちづくりの指針となる『第 3 次南会津町総合振興計画』の策定が進められています。

また、2014(平成 26)年 5 月には、都市計画マスタープランの上位計画にあたる『南会津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〔南会津都市計画区域マスタープラン〕』が県によって改定されており、社会経済情勢の変化に加え、これらの上位関連計画の策定・改定にも対応した都市計画マスタープランの策定が求められています。

3 計画の概要

(1) 対象区域

本計画の対象区域は町全域としつつ、主に都市計画区域における方針を定めます。

(2) 計画期間

2022(令和4)年度 ~ 2041(令和23)年度

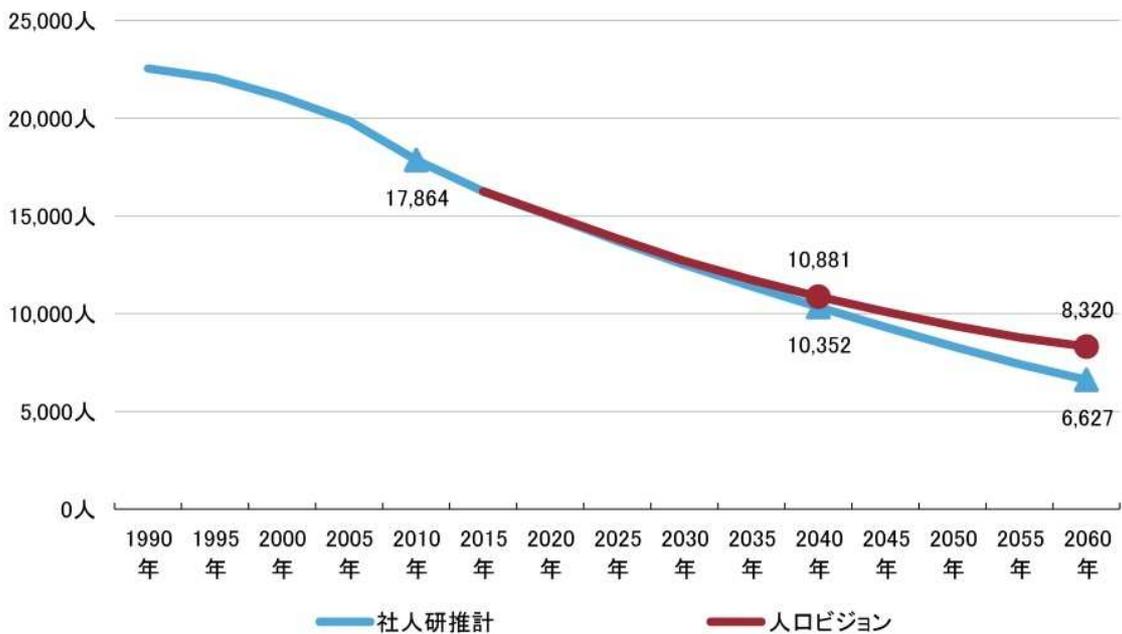
本計画は、2022(令和4)年度を初年度とし、概ね20年後の南会津町の都市の姿を展望しながら、都市づくりの基本的な考え方を示すこととします。

なお、社会経済情勢の変化や上位計画の見直し、関連法令の改正などが生じた場合においては、必要に応じて適宜見直しを行います。

(3) 将来人口の見通し

将来人口については、南会津町の長期的な人口展望を示した『南会津町人口ビジョン（改訂版）』と整合を図ります。

■南会津町人口ビジョンで示された人口の将来展望



『南会津町人口ビジョン（改訂版）』（R2.3）より

4 計画の構成

本計画は、南会津町における都市の現況と主要課題を踏まえ、町が目指す将来の姿を示す「都市づくりの基本理念」、町全体を対象とした分野ごとの都市づくり方針を定める「都市づくりの分野別方針（全体構想）」、計画の実現に向けた考え方を示す「都市づくりの実現に向けて」によって構成します。

第1章 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランの役割や位置づけを明らかにするとともに、計画策定の背景や計画の構成を示します。

第2章 南会津町の現況と主要課題

南会津町の現況や住民アンケート調査などから抽出された、南会津町における都市づくりの主要課題を示します。

第3章 都市づくりの基本理念

本計画の全体を通しての目標となる都市づくりのテーマと将来都市像、それらの実現に向けて南会津町が目指すべき将来都市構造を示します。

第4章 都市づくりの分野別方針（全体構想）

町全域を対象とした、分野ごとに都市づくりの方針を示します。

1. 土地利用の基本方針
2. 交通体系の基本方針
3. 水と緑の基本方針
4. 都市環境の基本方針
5. 安全・安心の基本方針

第5章 都市づくりの実現に向けて

本計画で位置づけた各種方針の実現に向けて、各主体の役割や具体的に想定される都市計画手法などを設定し、本計画の実効性を高めます。

第2章 南会津町の現況と主要課題

1. 都市づくりに係る社会的背景と
上位関連計画における位置づけ
2. 南会津町の現況
3. 都市づくりの主要課題

第2章 南会津町の現況と主要課題

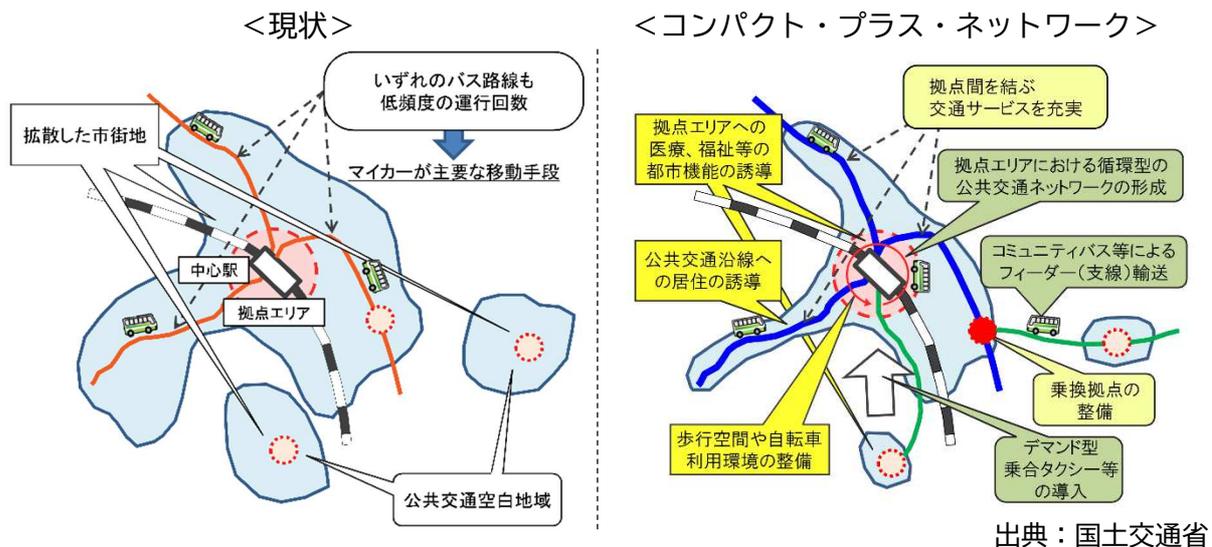
本章では、都市づくりに関する社会的背景と上位関連計画で掲げられている方向性、南会津町の現況と住民アンケート調査などから抽出した都市づくりの主要課題について、それぞれ整理します。

1 都市づくりに係る社会的背景と上位関連計画における位置づけ

(1) 社会の潮流と国の動向

《コンパクト・プラス・ネットワーク》

急速に進む人口減少や少子高齢化を背景に、都市機能や公共交通サービスの縮小が課題となっています。そこで、都市機能や居住機能を都市中心部へと集約・誘導し、それと連携した公共交通網を形成した「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市づくりが推進されています。



《空き家・空き地への対応》

空き家・空き地の増加による都市の魅力や活力の低下が懸念されています。その対策として、2015(平成27)年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置など、空き家・空き地の適正管理や活用などを図る取り組みが行われています。

《公共施設・インフラの適正管理》

公共施設やインフラの老朽化が急速に進む中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」へと考え方が移行しています。長期的な視点に立った施設の長寿命化・更新・統廃合など、公共施設などの計画的な管理が求められています。

《脱炭素まちづくり・グリーンインフラの推進》

日本は2020(令和2)年10月に、2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言し、温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを目指しています。都市計画の分野においては、脱炭素社会の実現に向けた「脱炭素まちづくり」や自然環境が有する多様な機能を活用する「グリーンインフラストラクチャー」の推進など、環境への負荷に配慮したまちづくりが求められています。

《SDGsの推進》

持続可能な開発目標(SDGs)は、持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であり、17のゴールが示されています。都市計画の分野においても持続可能性に配慮した取り組みが求められています。

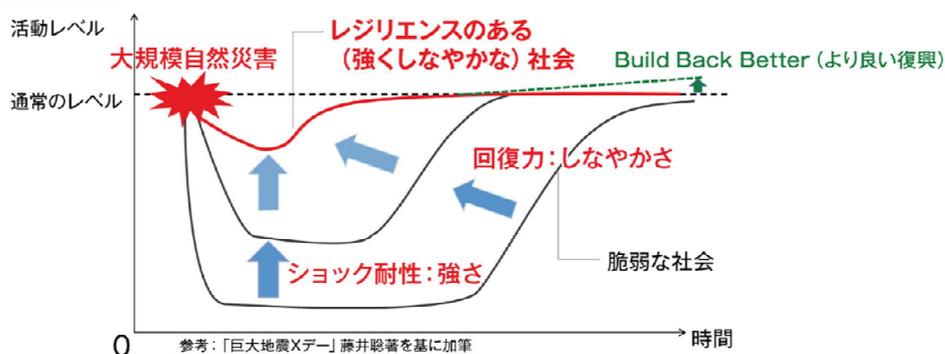
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



《国土強靱化の推進》

地震や台風、集中豪雨などの自然災害に対して、これまでは甚大な被害を受けた後に、長期間にわたって復旧・復興を進める「事後対策」をとってきました。しかし近年では、人命を守り、いかなる事態に対しても機能不全に陥らない経済社会のシステムの確保に向けた事前の備えとして、被害を最小限にする「強さ」と迅速に回復する「しなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会を構築していく「国土強靱化」が求められています。

強靱な社会のイメージ



出典：内閣官房国土強靱化推進室

(2) 上位関連計画における位置づけ

● 福島県総合計画「ふくしま新生プラン」 2012(平成24)年12月

計画期間	2013(平成25)年度～2020(令和2)年度
福島県が目指す将来の姿	夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”
南会津地域の目指す方向性	豊かな自然や伝統文化を保全・継承するとともに、地域産業の振興や特色ある地域資源を生かした観光・交流人口の拡大を図り、活力ある地域づくりを進めます。

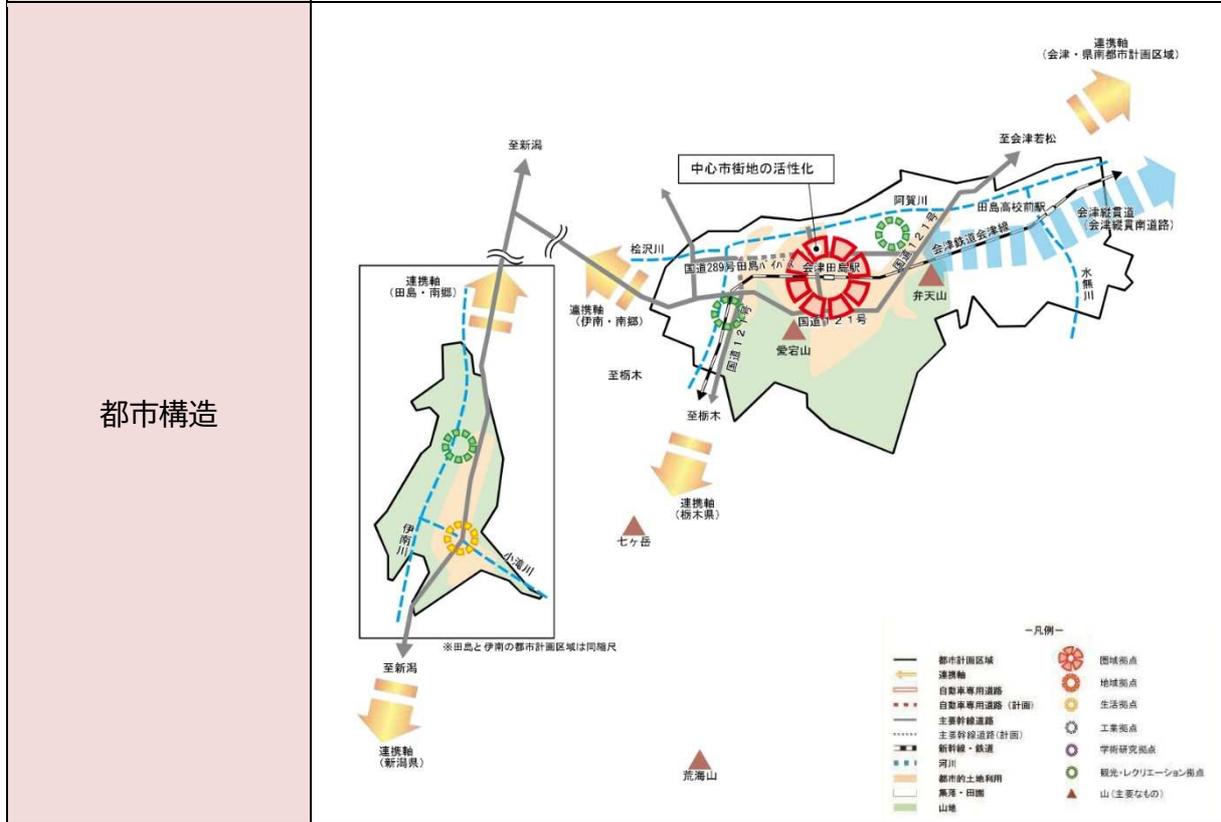
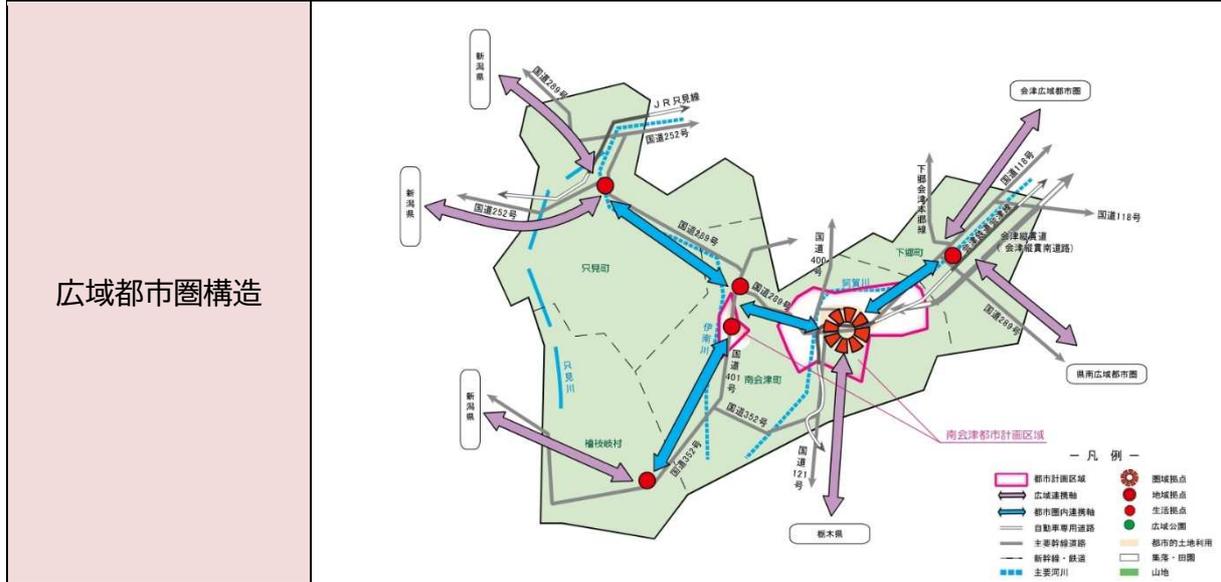
● 南会津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〔南会津都市計画区域マスタープラン〕 2014(平成26)年5月

目標年次	2030(令和12)年
福島県の都市政策における都市づくりの基本理念及び基本方針	<p><基本理念> 「都市と田園地域等の共生」</p> <p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市と田園地域等が共生する都市づくり ○ 地域特性に応じたコンパクトな都市づくり ○ ひと・まち・くるまが共生する都市づくり
南会津都市計画区域における都市づくりの理念	<p>南会津都市計画区域における都市づくりのビジョン</p> <p>「美しく豊かな自然と 南会津の歴史を活かした人がにぎわい、安心して暮らせるまちづくり」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 南会津広域都市圏の圏域拠点、生活拠点として、商業、文化、医療、交通網など多様な都市機能を備えた安心して暮らせるまちづくり ■ 阿賀川・伊南川の清らかな流れや秀峰「七ヶ岳」を始めとした雄大な山並みと調和した美しい風景のあるまちづくり ■ 鎌倉時代から受け継がれる会津田島祇園祭など、歴史に培われた文化を大切にされた活力あるまちづくり ■ 豊かな自然のなかで育まれた“もてなし”の心で、住む人、訪れる人が交流するまちづくり ■ 地域の助け合いなど心のゆとりとふれ合いを大切に、誰もがのびのびと安心して定住できるまちづくり </div> <ul style="list-style-type: none"> ① 緑豊かな自然環境や田園地域等の保全 ② 安全で安心できるまちづくりの推進 ③ 生活圏の広域化に対応した、交流と連携のネットワークづくり ④ コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進

- ⑤ 魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成
- ⑥ 環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進
- ⑦ 住民の暮らしを支える都市施設の整備

広域的な位置づけ

南会津都市計画区域は、南会津広域都市圏の圏域拠点として商業、文化、医療、福祉など多様な都市機能の充実を図るとともに、首都圏からの玄関口にあたる地理的優位性と、恵まれた美しい自然資源を活用し、首都圏などとの交流を促進していく。



● 第2次南会津町総合振興計画 2011(平成23)年3月

計画期間	2011(平成23)年度～2020(令和2)年度+2ヵ年延長
まちづくりの基本方針	『新町まちづくり計画』で定められたまちづくりの基本理念 ひとが“集まる”まち ひとを“育む”まち ひとが“輝く”まち
まちの将来像	互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、 安心と信頼のまち
目標の柱	1 恵まれた自然環境と調和した生活空間の創造 2 就労対策・企業支援と戦略的な取り組みによる町民所得の向上 3 誰もが健やかで安心して生活できる環境づくり 4 次世代の地域を担う人材の育成 5 町民と行政との協働によるまちづくりと未来を拓く行政経営
土地利用構想	

● 第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020(令和2)年3月

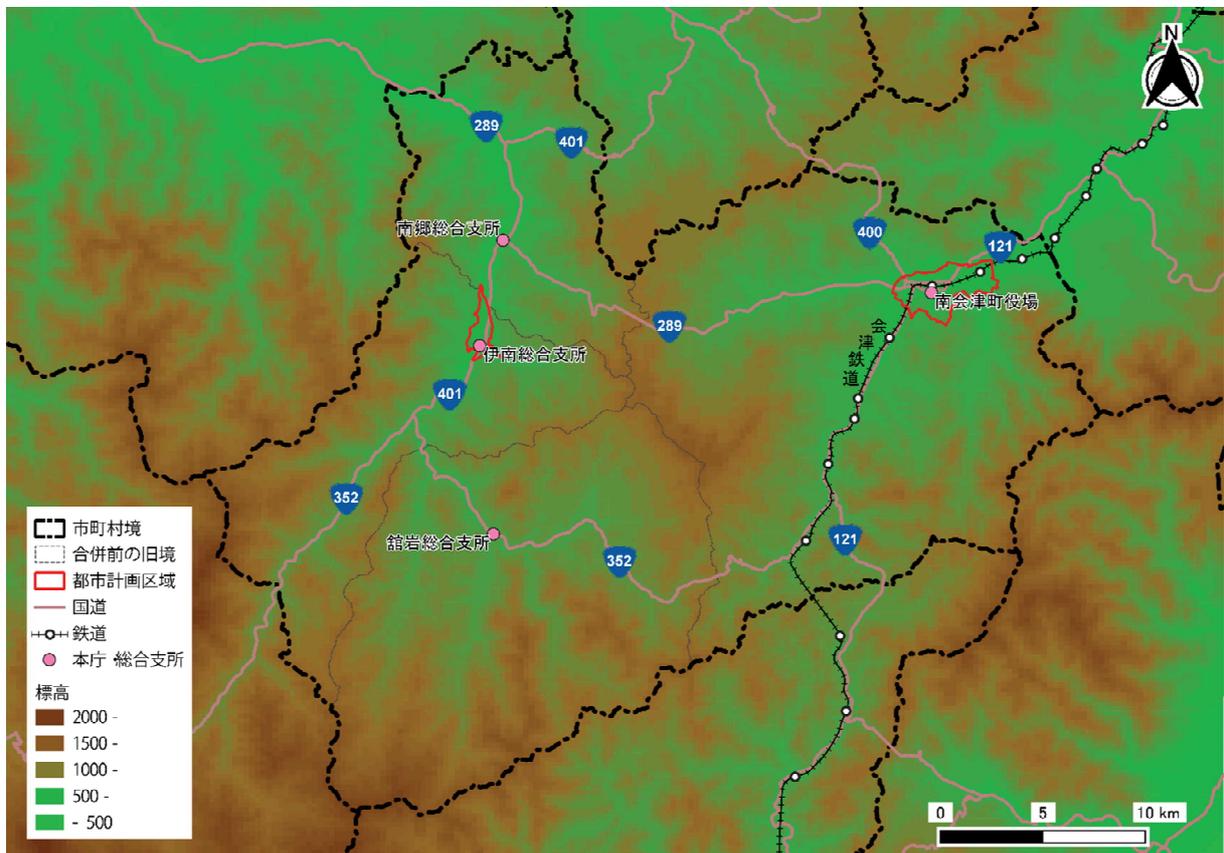
計画期間	2020(令和2)年度～2024(令和6)年度
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 新しいひとの流れをつくる 2 子どもを産み育てたいと思える環境をつくる 3 特性をいかしたしごとで稼ぐ地域をつくる 4 魅力と活力あふれる安全安心なまちをつくる
横断的取組の視点	<ol style="list-style-type: none"> 1 多様な人材の活躍を推進する 2 新しい時代の流れを力にする
総合戦略の全体像	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>南会津町人口ビジョン</p> <p>2060年に約8,300人の人口規模の確保</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 80%;"> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>基本目標1 新しいひとの流れをつくる</p> </div> <p>施策1-1 郷土意識を醸成し、若者流出の抑制と将来的な地元回帰の促進</p> <p>施策1-2 『知る』機会、『関わる』機会の創出</p> <p>施策1-3 移住定住促進のための条件整備と情報発信の充実強化</p> <p>数値目標 転出超過(5年間) 770人</p> </div> <div style="width: 15%; text-align: center; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>視点① 多様な人材の活躍を推進する</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 80%;"> <div style="background-color: #800000; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>基本目標2 子どもを産み育てたいと思える環境をつくる</p> </div> <p>施策2-1 結婚から子育てまで切れ目のないきめ細やかな支援</p> <p>施策2-2 子育て支援の充実</p> <p>施策2-3 特性をいかした魅力的な教育環境の整備</p> <p>数値目標 出生数(毎年度) 80人/年</p> </div> <div style="width: 15%; text-align: center; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>視点② 新しい時代の流れを力にする</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 80%;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>基本目標3 特性をいかしたしごとで稼ぐ地域をつくる</p> </div> <p>施策3-1 地域産業のブランド力や競争力の強化</p> <p>施策3-2 創業支援の充実と事業承継の支援</p> <p>数値目標 町内事業所従業者数 5,168人 一人あたりの町民所得 2,843千円</p> </div> <div style="width: 15%; text-align: center; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>視点② 新しい時代の流れを力にする</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 80%;"> <div style="background-color: #388e3c; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>基本目標4 魅力と活力あふれる安全安心なまちをつくる</p> </div> <p>施策4-1 地域や集落の特性をいかした魅力のあるまちづくりの推進</p> <p>施策4-2 安心して暮らせるまちづくりの推進</p> <p>数値目標 南会津町に住み続けたいと思う町民の割合 70.0%</p> </div> <div style="width: 15%; text-align: center; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>視点② 新しい時代の流れを力にする</p> </div> </div>

2 南会津町の現況

(1) 南会津町の概況

① 特徴

- ☑ 南会津町は、2006(平成 18)年 3 月 20 日に田島町・館岩村・伊南村・南郷村が合併して誕生しました。福島県の南西部に位置し、南会津郡の下郷町・只見町・檜枝岐村、大沼郡の昭和村に隣接し、南は栃木県那須塩原市・日光市に接しています。町域は東西 43km、南北 38km にわたり、総面積は 886.47 km²あります。
- ☑ 地形は、帝釈山(標高 2,059.6m)を最高峰とする急峻な山々に四方を囲まれた山岳地帯となっており、荒海山を源とする阿賀野川水系と尾瀬を源とする伊南川水系の2つを有しています。
- ☑ 田島地域は南会津地方や町の中心地域として行政や商工業、医療・福祉の機能が集積しており、夏の風物詩である会津田島祇園祭などの伝統文化が引き継がれています。館岩地域は尾瀬国立公園の一部である田代山湿原や歴史的景観を残す前沢曲家集落などの自然・文化資源を有するとともに、たかつえスキー場を中心としたリゾート地も有しています。伊南地域はかつて城下町や宿場町として栄え、高畑スキー場や伊南川のアユ釣り、小豆温泉・古町温泉が観光の中心となっています。南郷地域は世界的にも貴重なひめさゆりの群生地を有し、地域を代表する農作物となっている南郷トマトを中心とした農業の振興が図られています。
- ☑ 都市計画区域は、田島地域の中心部 891ha と伊南地域の中心部 204ha で指定されています。

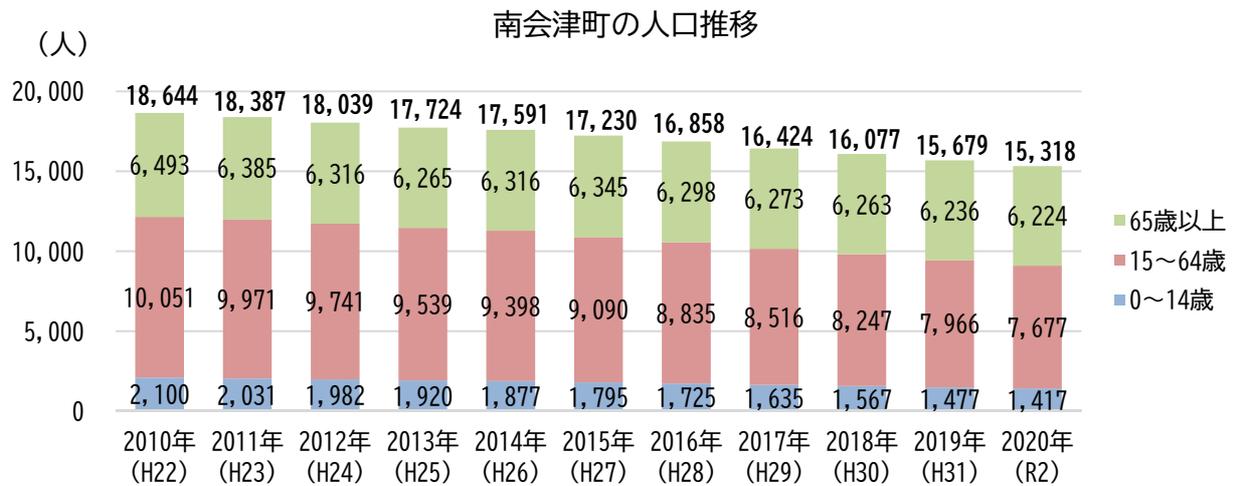


出典：国土数値情報

(2) 人口動態

① 人口推移

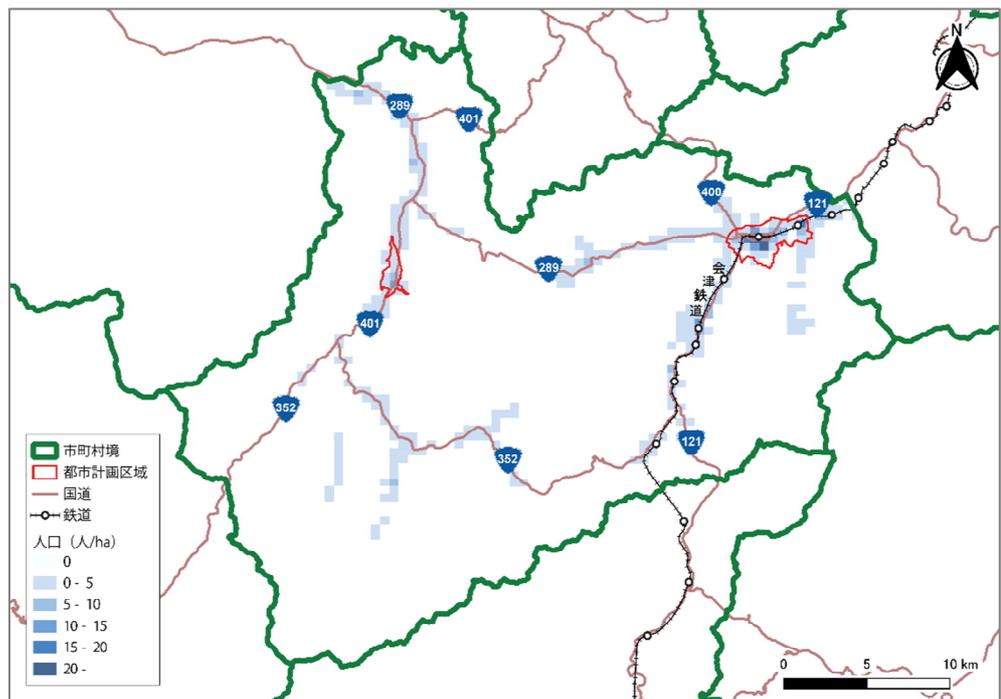
- 南会津町の人口は、2006(平成18)年の合併以前から減少傾向にあり、2020(令和2)年1月時点で15,318人となっています(住民基本台帳より)。
- 高齢化が進んでおり、65歳以上の老年人口は全体の4割を超えています。また、15歳未満の年少人口と15歳以上～65歳未満の生産年齢人口の減少が顕著となっており、2020(令和2)年3月に策定した『南会津町人口ビジョン(改訂版)第2期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略』では、2030(令和12)年頃に老年人口が生産年齢人口を上回ると予想しています。



出典：2013年までは各年3月31日時点、2014年以降は各年1月1日時点の住民基本台帳(2012年以前は外国人を含まない数値)

② 人口分布

- 人口の多くは都市計画区域内や国道沿いに集中しています。なお、町全体だけでなく都市計画区域内においても人口は減少しています。

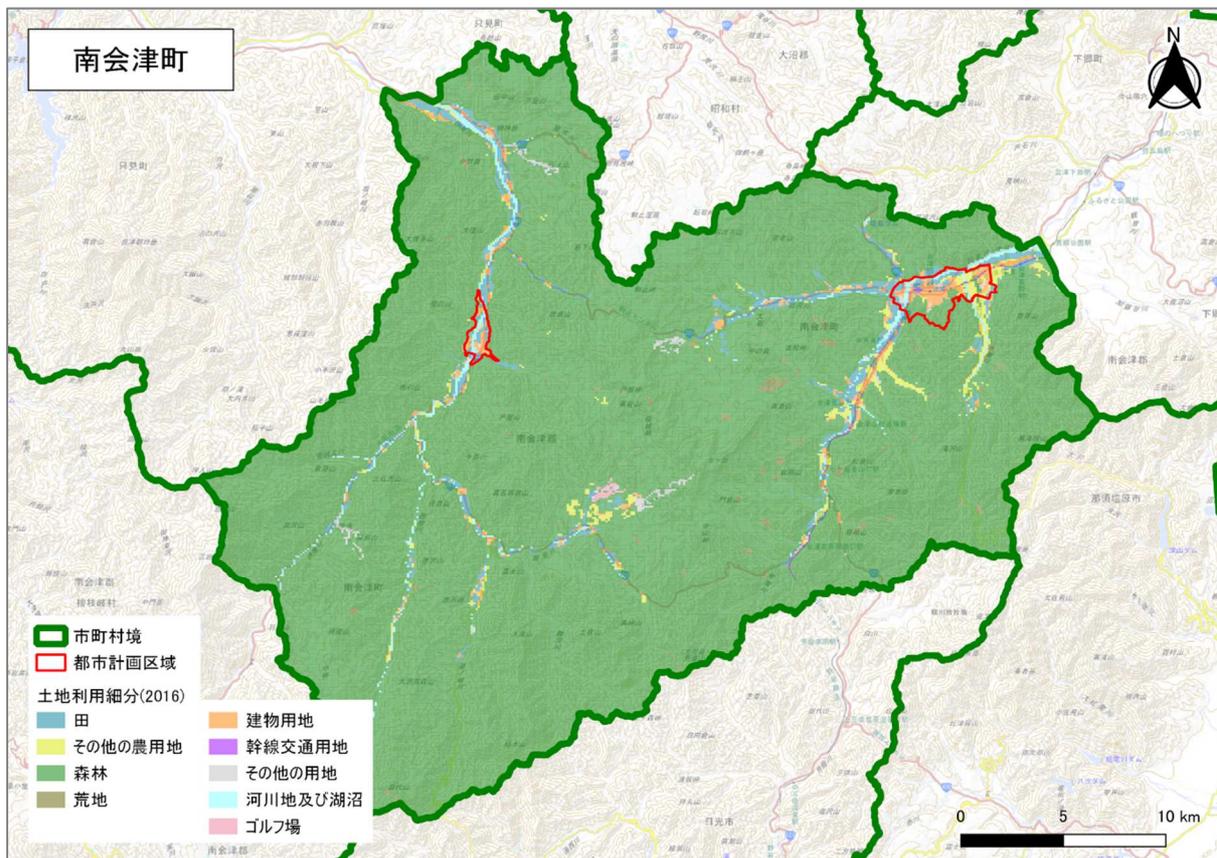


出典：国勢調査(2015)、国土数値情報

(3) 土地利用

① 土地利用状況

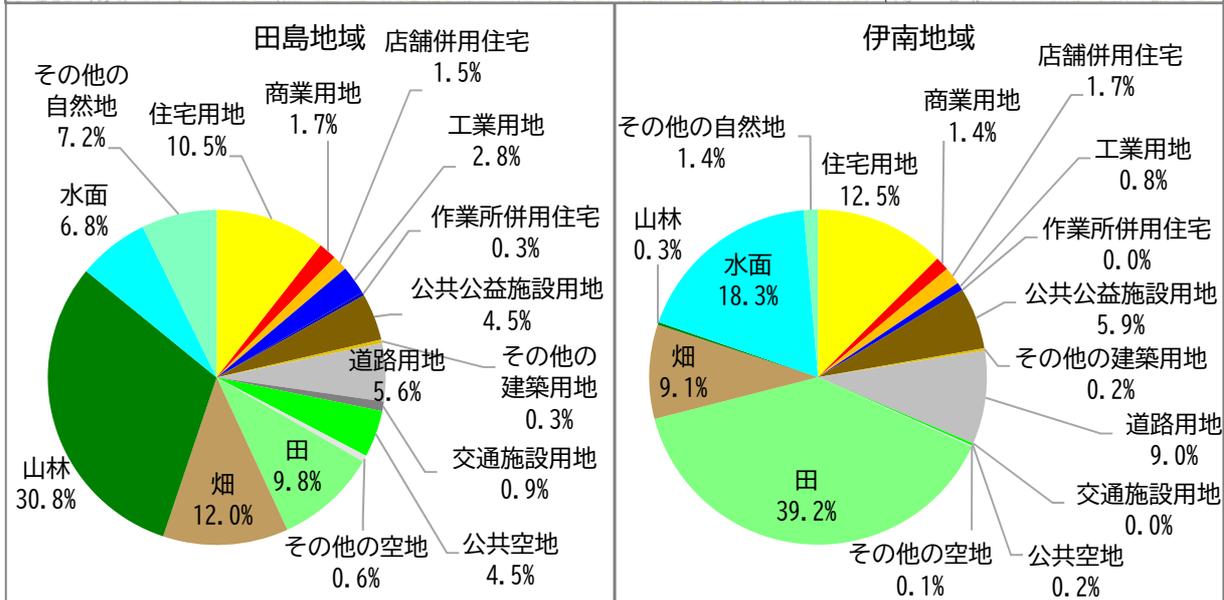
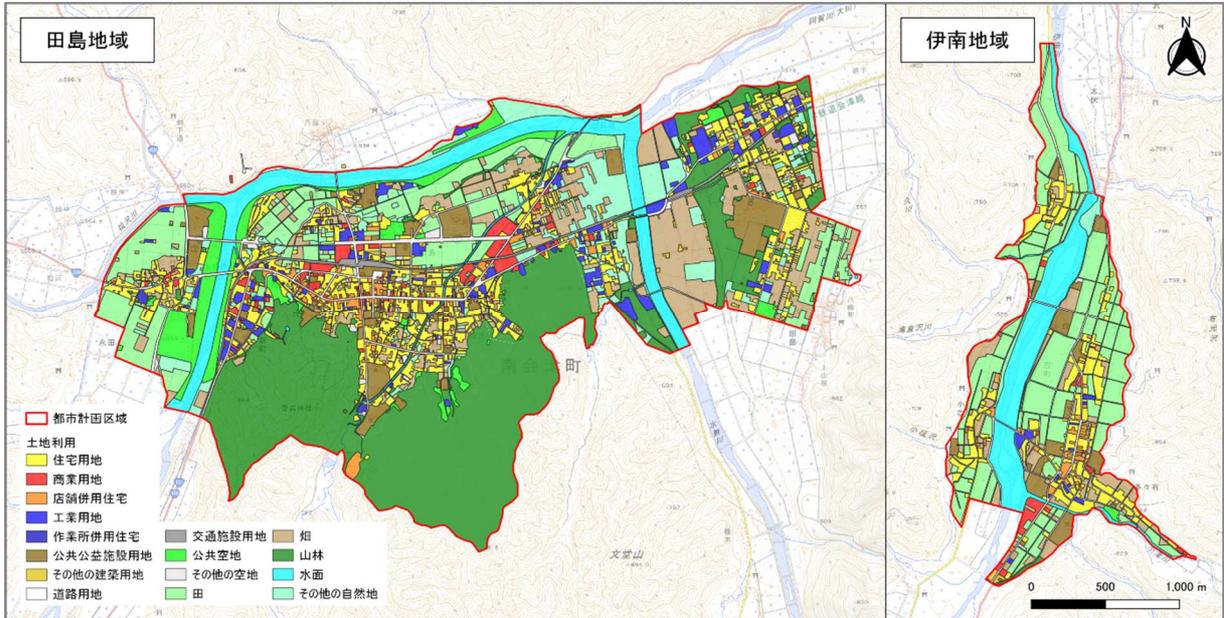
- ☑ 町全体では、面積の約9割を森林が占めています。田・その他の農用地や建物用地は国道沿いを中心に分布しています。



出典：国土数値情報(2016)、地理院地図

☑ 田島地域における都市計画区域内では、山林が30.8%と最も多く、次いで畑が12.0%、住宅用地が10.5%と続きます。ここ20年間では、会津田島駅周辺における田から住宅用地や商業用地などへの変化が目立ちます。

☑ 伊南地域における都市計画区域内では、田が39.2%と最も多く、次いで水面が18.3%、住宅用地が12.5%と続きます。ここ20年間において、土地利用に大きな変化は見られません。

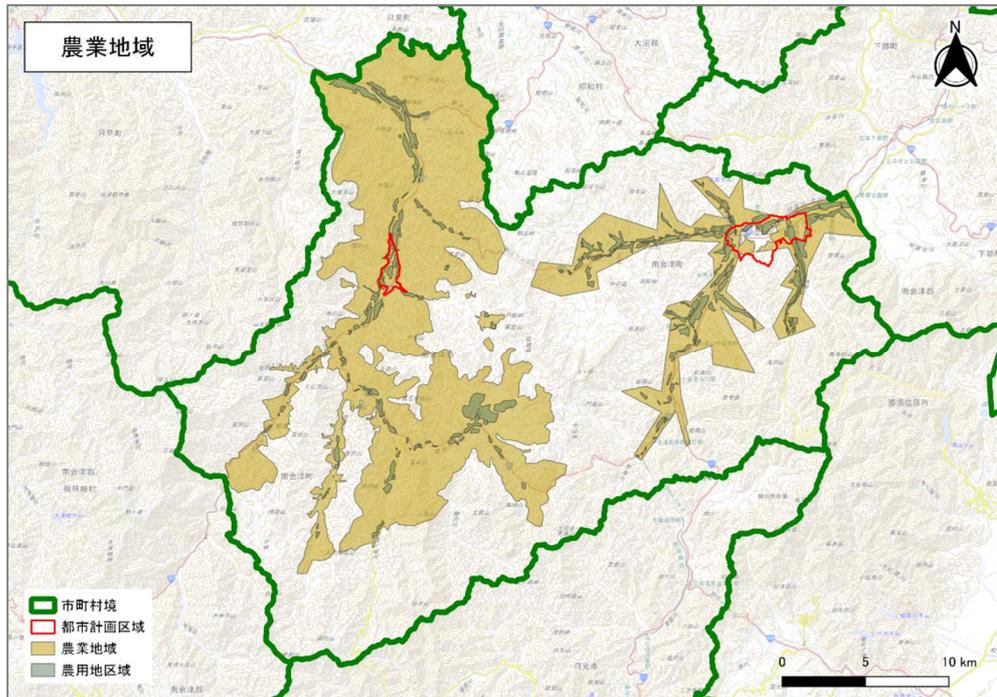


出典：都市計画基礎調査(2019)、地理院地図

② 土地利用規制

i. 農業地域

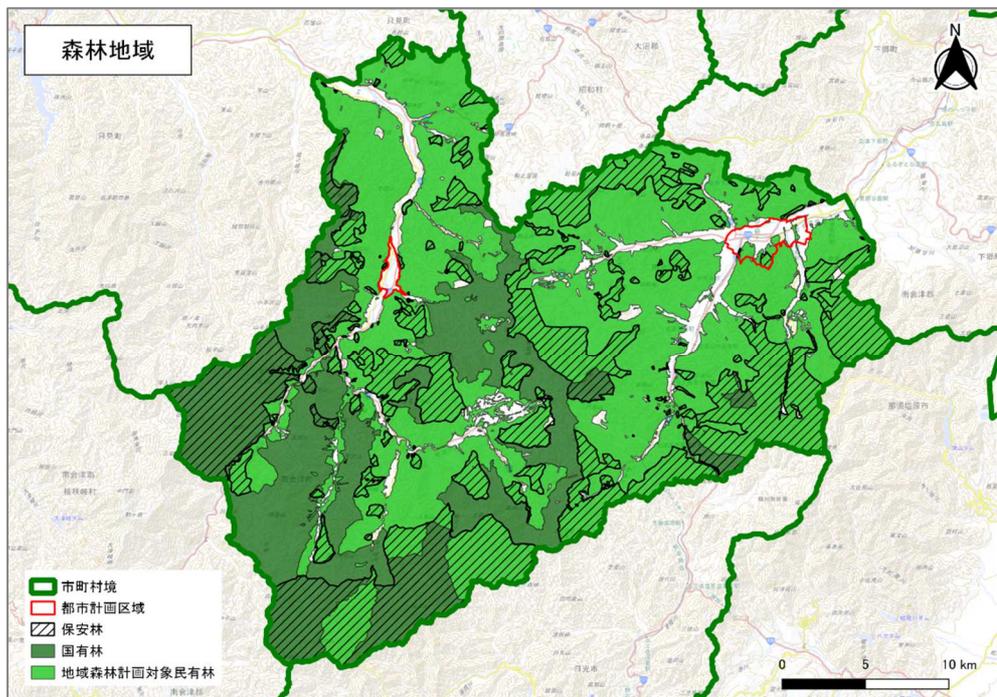
- 町面積の38.0%が農業地域に指定されています。そのうち、居住地の周辺を中心に農用地区域に指定されています。



出典：国土数値情報(2015)、地理院地図

ii. 森林地域

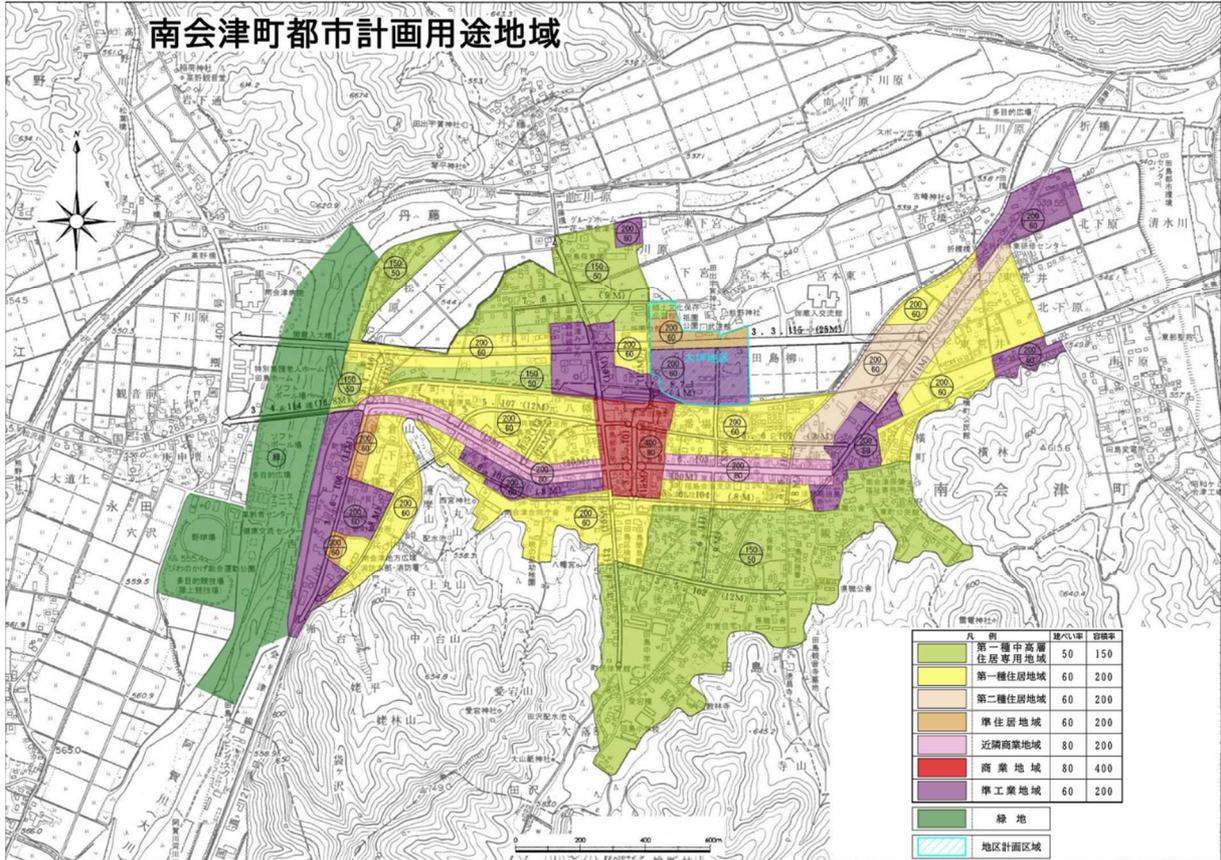
- 町面積の92.7%が森林地域(保安林・国有林・地域森林計画対象民有林)に指定されています。



出典：国土数値情報(2015)、地理院地図

iii. 用途地域

- 南会津町の都市計画区域では、区域区分（市街化区域と市街化調整区域との線引き）は設定されていません。用途地域については田島地域においてのみ指定されており、会津田島駅周辺及び国道121号沿いなどでは主に商業・工業系の用途地域が、それ以外では主に住宅系の用途地域がそれぞれ指定されています。

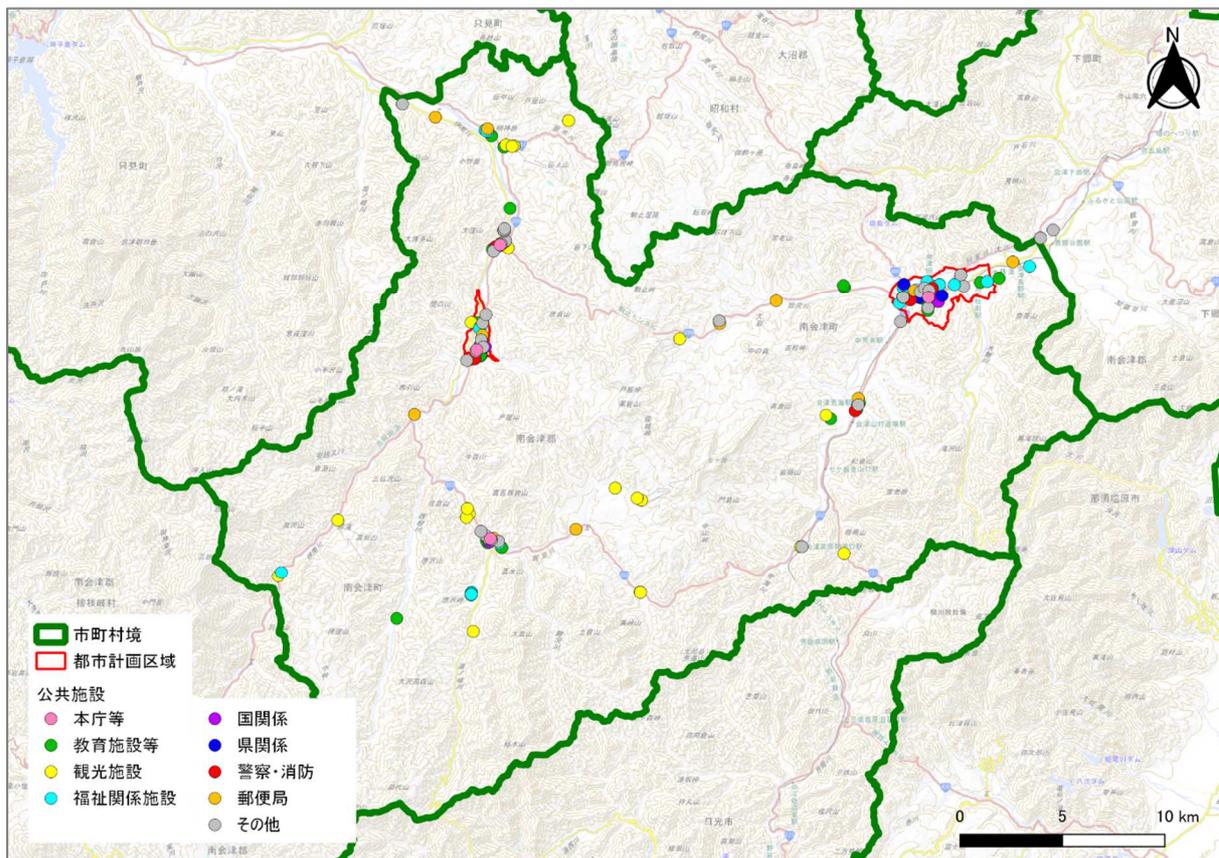


出典：町資料(2021)

(4) 都市機能

① 公共施設

- ☑ 行政・教育・福祉・観光などの公共施設が、各地域に整備されています。主に、人口が多く分布する各地域の中心部や国道沿道に立地しています。



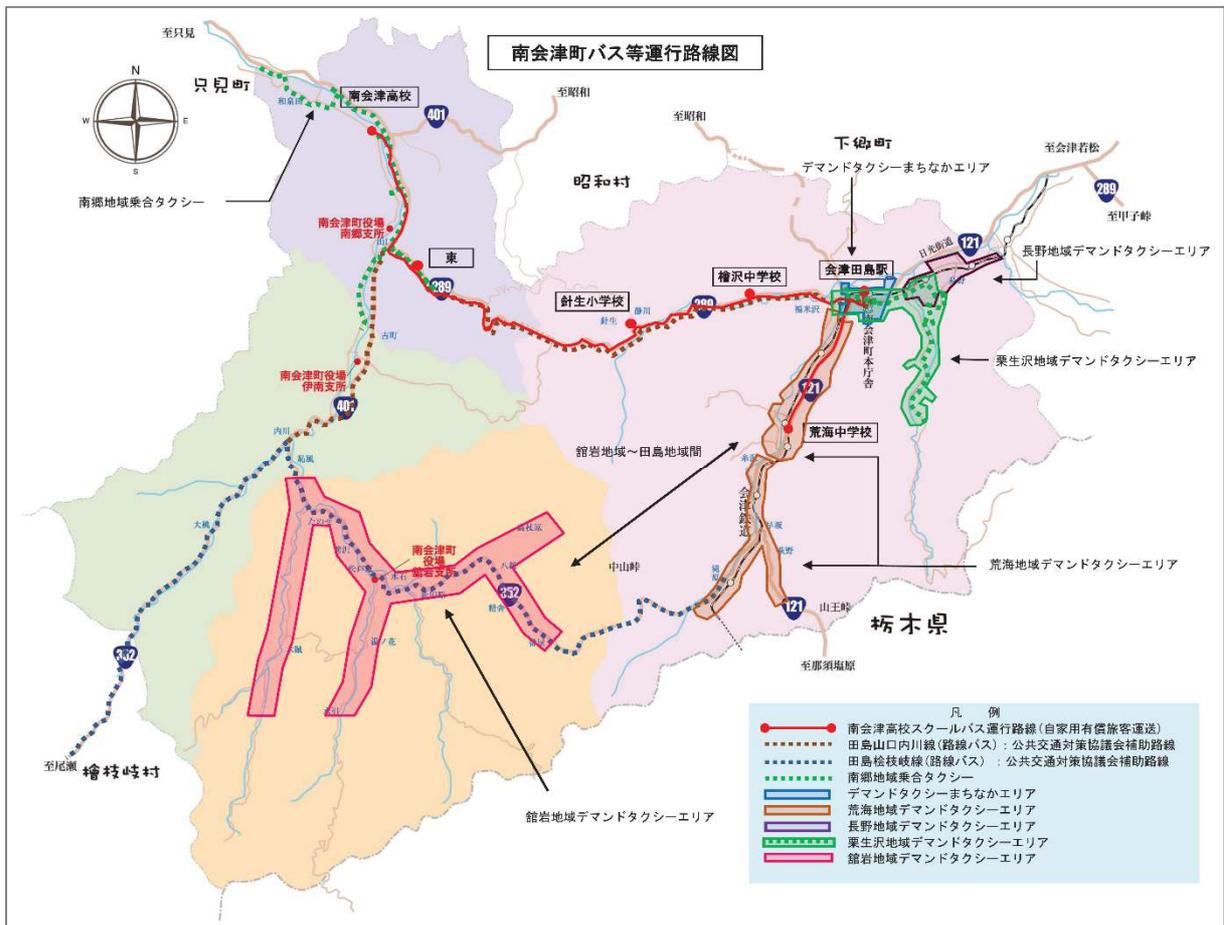
出典：町ホームページ(2021)、地理院地図

② 商業施設・医療施設

- ☑ 商業施設は町内に 17 件あり、そのうち田島地域に 9 件、館岩地域に 3 件、伊南地域に 2 件、南郷地域に 3 件、それぞれ立地しています。
- ☑ 医療施設は町内に 9 件あり、そのうち田島地域に 6 件、館岩・伊南・南郷の各地域に 1 件ずつ、それぞれ立地しています。

③ 交通体系

- ☑ 南会津町には会津鉄道が整備されています。会津若松市方面や、野岩鉄道・東武鉄道との直通運転により首都圏方面へのアクセスが可能です。
- ☑ 路線バスやデマンドタクシーによって、地域間や地域内における路線網が整備されています。2019(平成31)年3月策定の『南会津町地域公共交通網形成計画』、及び2020(令和2)年6月策定の『南会津町地域公共交通再編実施計画』に沿って、持続可能な公共交通網の形成を図っています。
- ☑ 道路網については、国道121号・289号・352号・400号・401号や県道により各地域や隣接町村が結ばれています。加えて、広域的な道路網として会津縦貫南道路や栃木西部・会津南道路、国道289号八十里越の整備や計画・検討が進められています。



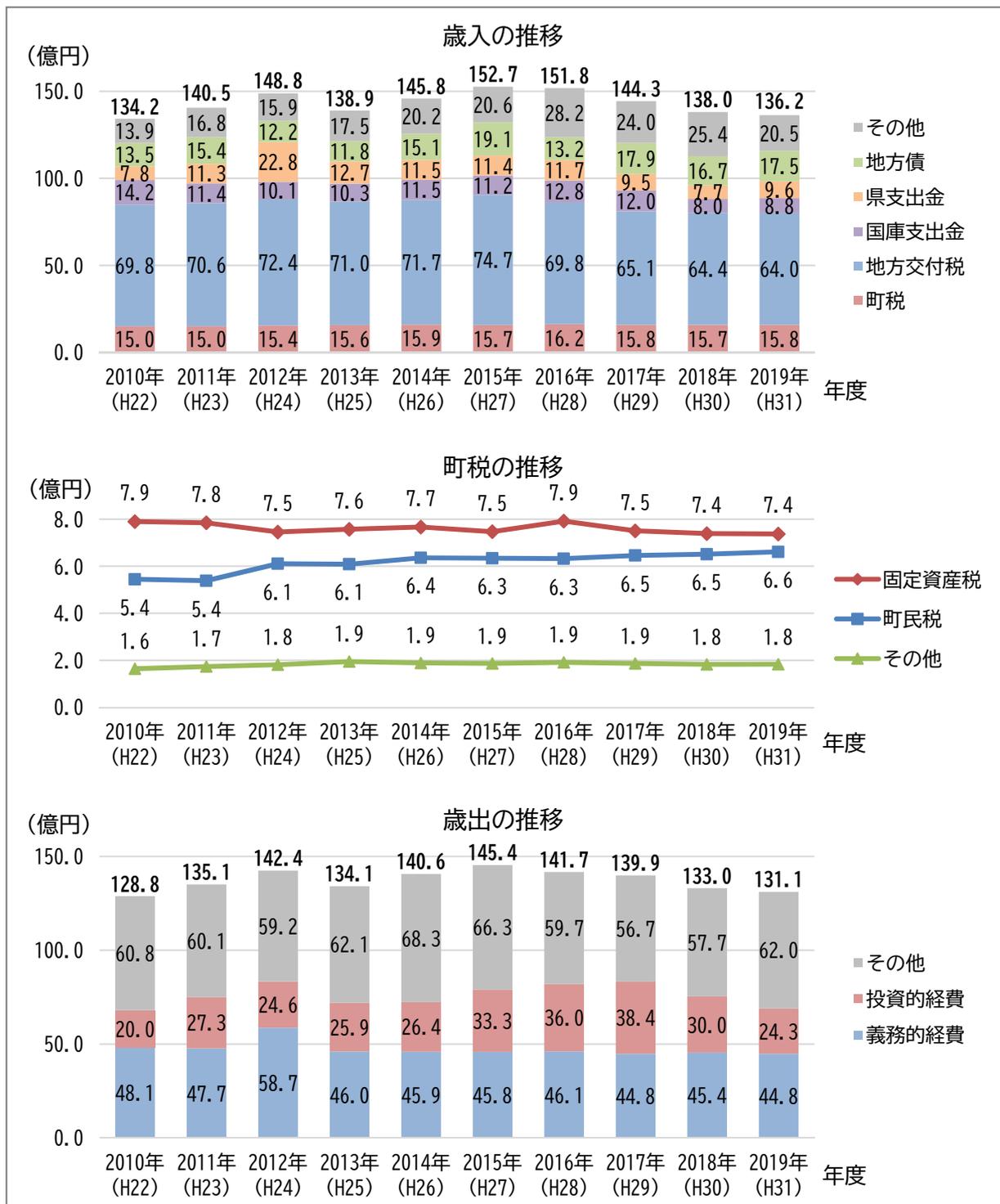
出典：町ホームページ(2021)

(6) 行財政

① 歳入・歳出

☑ 南会津町の歳入は 2015(平成 27)年度以降、減少傾向にあり、2019(平成 31)年度は 136.2 億円でした。歳入のうち町税に大きな変化は見られませんが、地方交付税は 2015 年度以降の合併算定替終了に伴い減少傾向にあります。

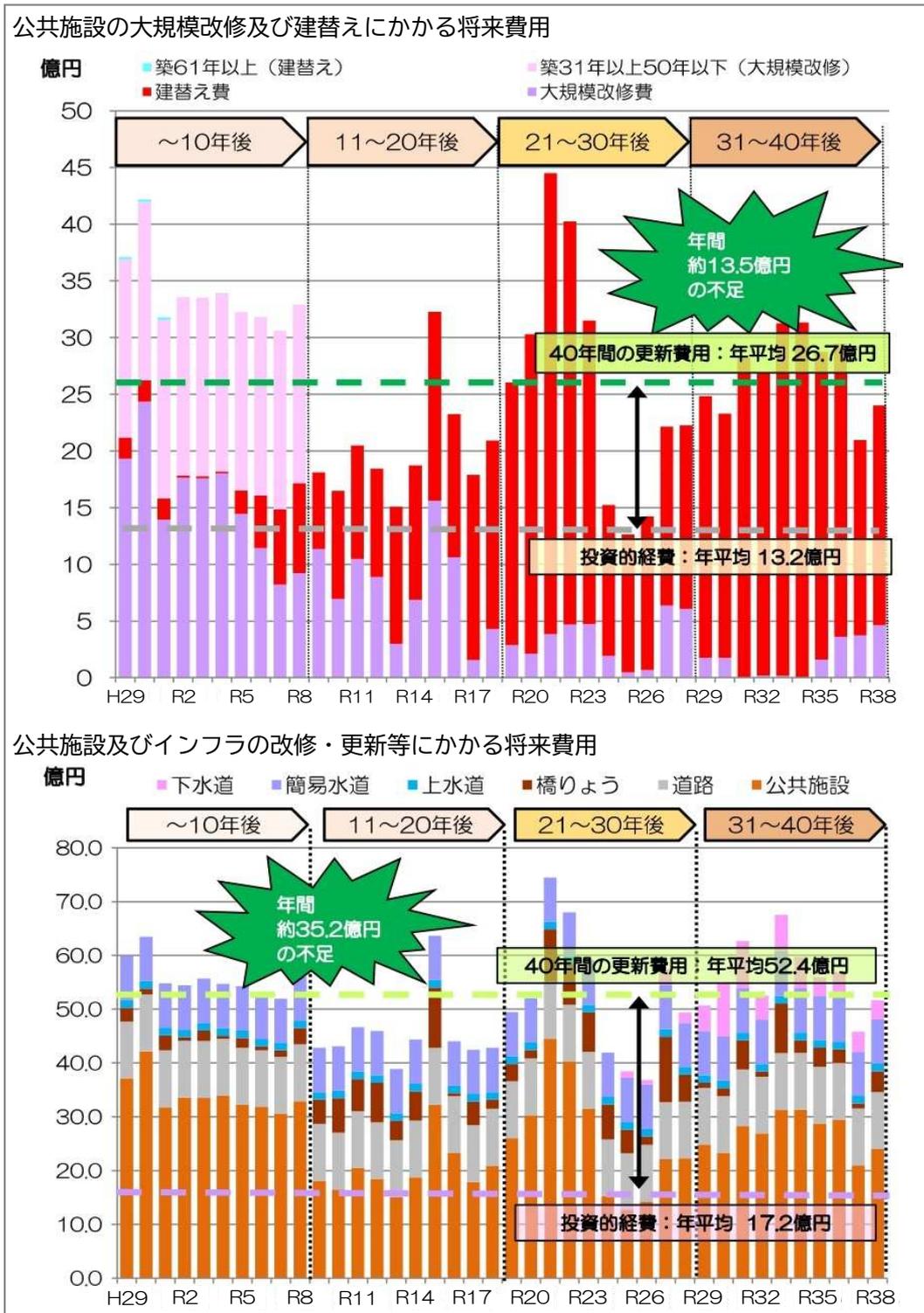
☑ 歳出は 2015(平成 27)年度以降、減少傾向にあり、2019(平成 31)年度は 131.1 億円でした。



出典：総務省市町村決算カード（端数処理をしているため合計が一致しない場合がある）

② 公共施設等管理

- ☑ 2017(平成 29)年 3 月に策定した『南会津町公共施設等総合管理計画』において、2025(令和 7)年以降に公共施設の建替え費用の大幅な負担増加が想定されるなど、将来にわたって建替えや改修の費用負担が想定されています。

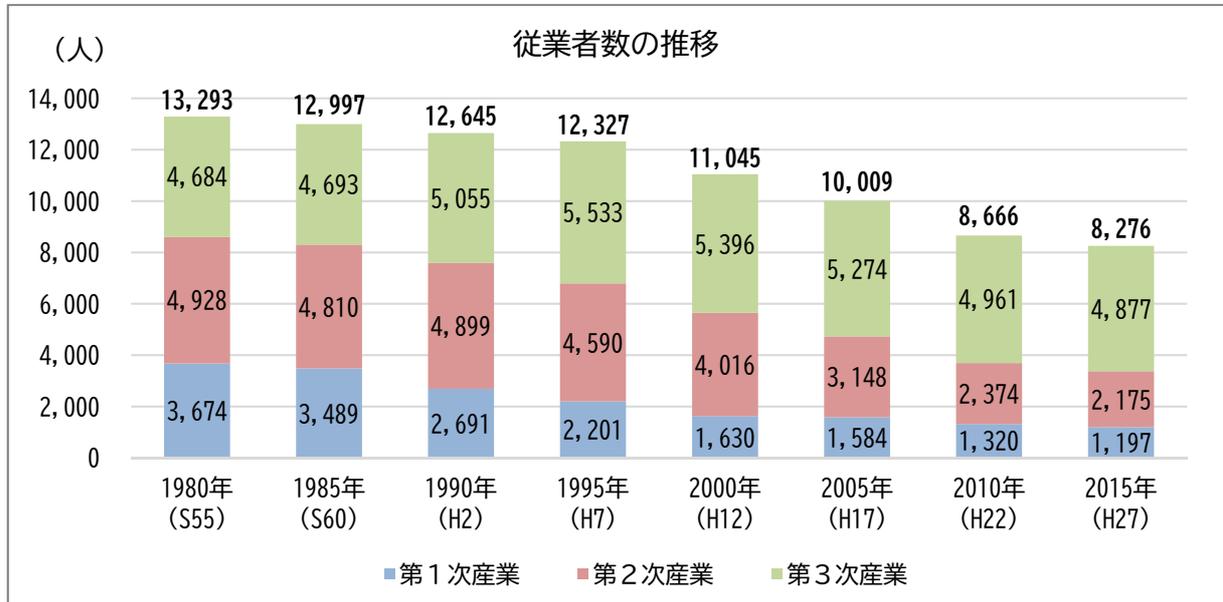


出典：南会津町公共施設等総合管理計画(2017)

(7) 産業

① 産業全体

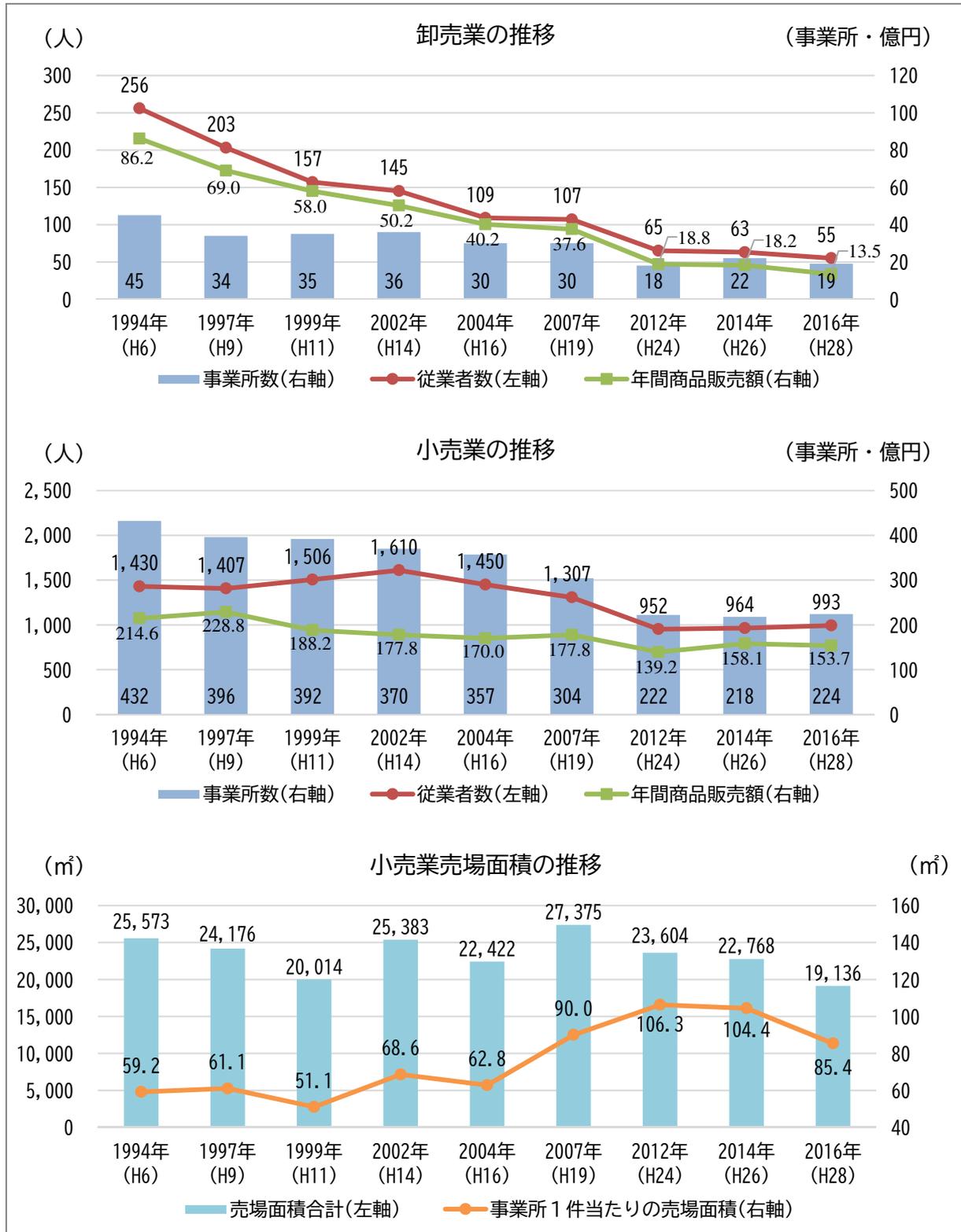
- ☑ 産業全体の事業所数・従業者数はともに減少傾向が続いています。特に第1次産業・第2次産業の従業者数が著しく減少しています。



出典：国勢調査（合計値は分類不能を含む）

② 商業

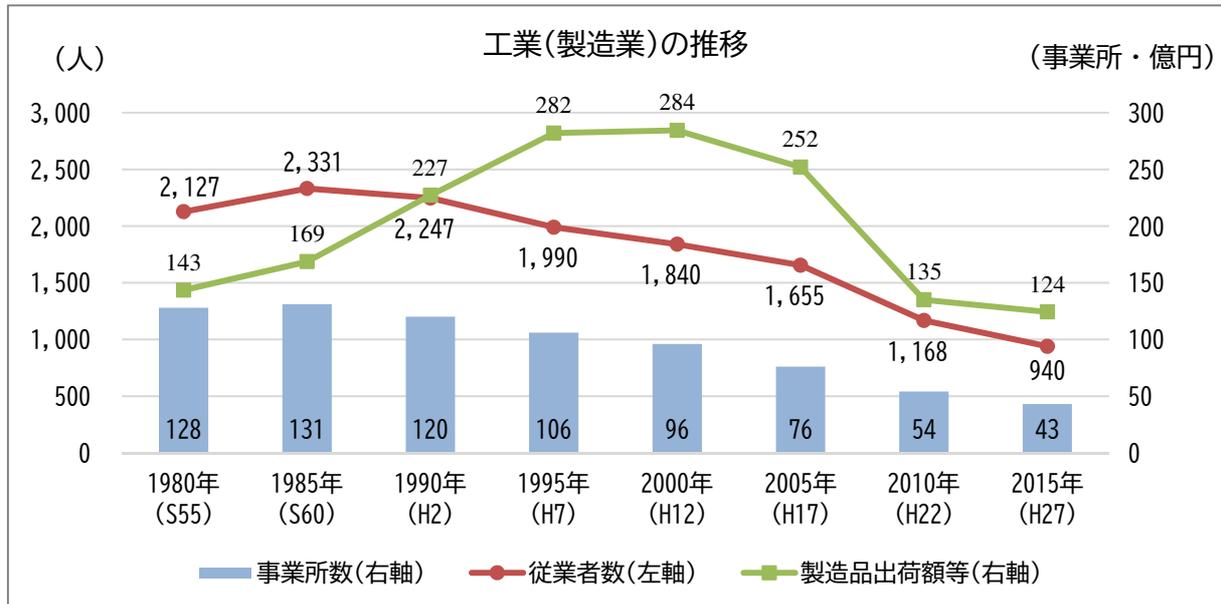
☐ 商業については、事業所数・従業者数・商品販売額のいずれも減少傾向にありましたが、2010年代に入り横ばい状態が続いています。小売業売場面積に大きな変化はありませんが、事業所数は減少しており、店舗の大規模化が進んでいると言えます。



出典：商業統計調査(1994-2007, 2014)、経済センサス(2012, 2016)

③ 工業

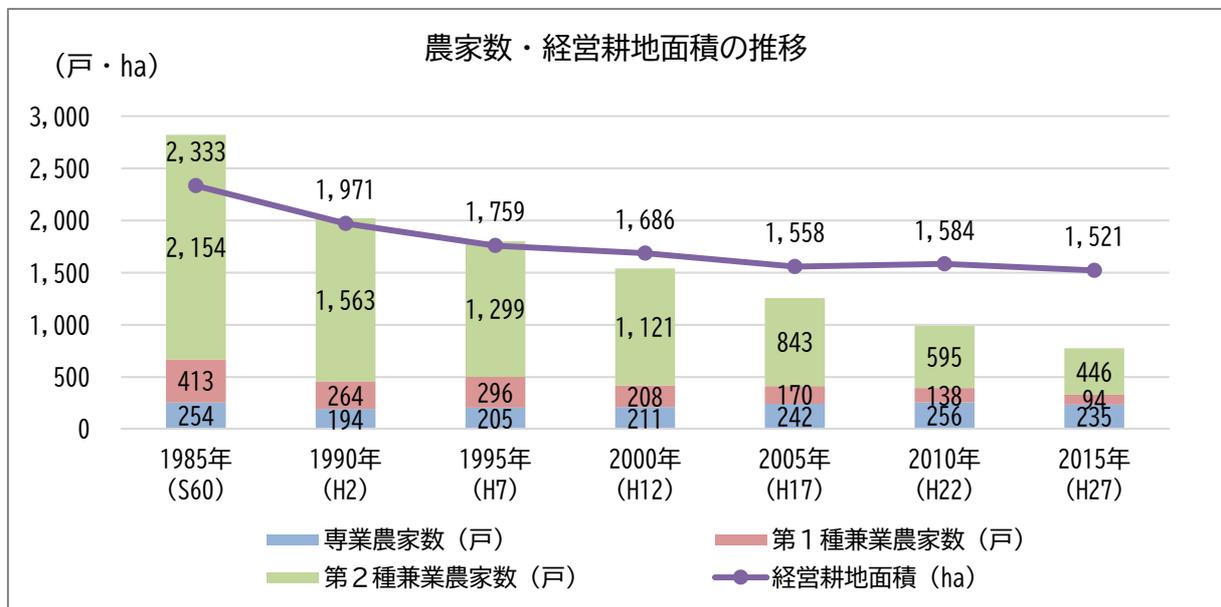
☑ 工業については、事業所数・従業者数・製造品出荷額等のいずれも減少傾向が続いています。1980年代と比べて事業所数は1/3、従業者数は1/2程度にまで減少しました。



出典：工業統計調査(1980-2010)、経済センサス(2015)

④ 農業

☑ 農業について、専業農家数に大きな変化は見られませんが、兼業農家数は減少傾向が続いています。経営耕地面積は、減少傾向から横ばい状態へと変化しています。



出典：農業センサス

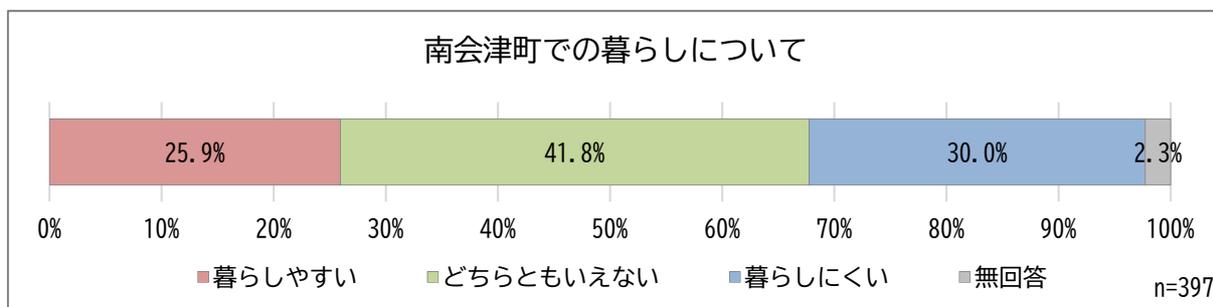
(8) 住民意向

① 調査概要

調査地域	南会津町田島地域
調査対象	地域内在住の18歳～80歳未満の男女1,000名
抽出方法	住民基本台帳より年代ごとに対象数を按分して抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	2021(令和3年)2月1日(月)～2月15日(月)
回収結果	有効回収数397票、回収率39.7%

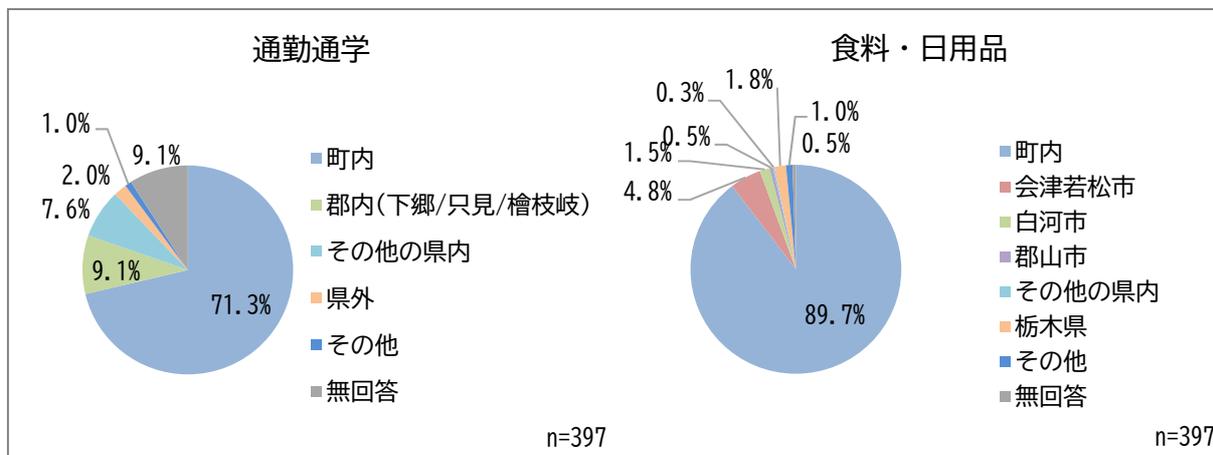
② 調査結果(抜粋)

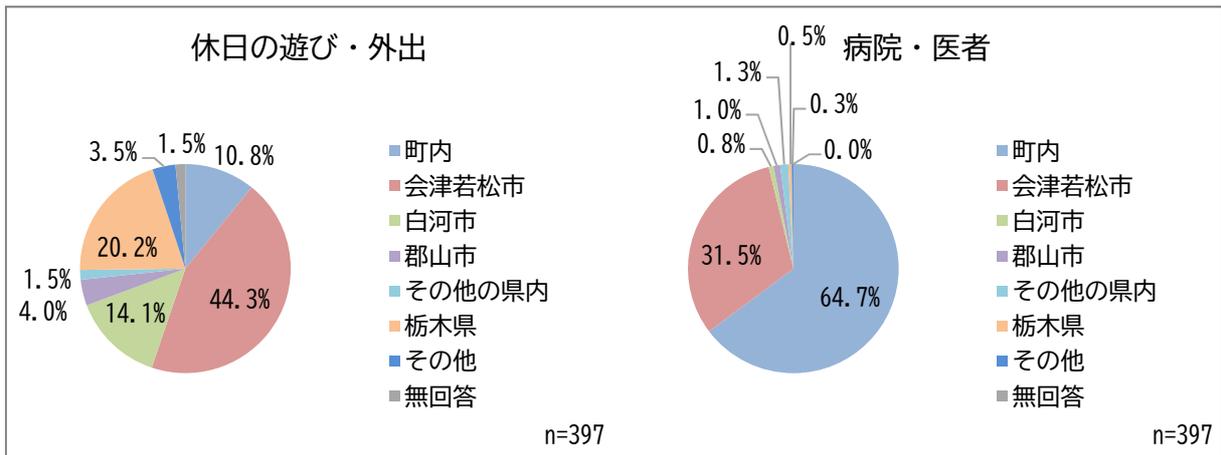
南会津町での暮らしについて



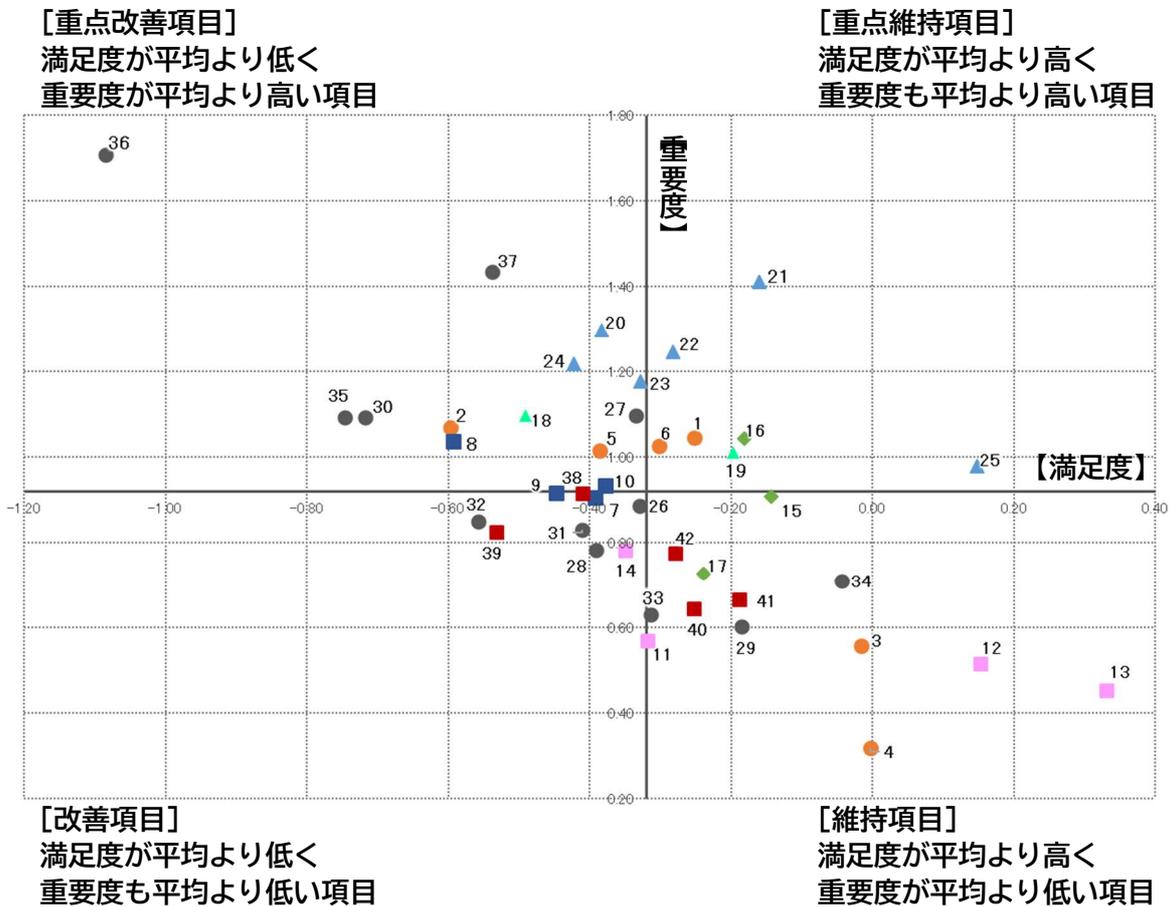
「暮らしやすい」の理由(複数選択)	n=103	「暮らしにくい」の理由(複数選択)	n=119
住み慣れて愛着があるから	62.1%	働く場所がない	38.7%
自然環境が豊かだから	45.6%	医療・福祉環境が整っていないから	34.5%
生活環境が良いから	19.4%	買い物が不便だから	30.3%

普段の活動の行先





都市計画区域内の環境について（満足度・重要度）



参考：「都市計画区域内の環境について（満足度・重要度）」の項目番号一覧

①国道、県道などの幹線道路について

1. 幹線道路の整備全般
2. 歩行者・自転車などへの安全対策
3. 案内板・標識などの分かりやすさ
4. 街路樹・植栽帯などの緑の豊かさ
5. 舗装・歩きやすさなど
6. 道路側溝などの雨水排水施設の整備

②国道、県道以外の生活道路について

7. 生活道路の整備全般（本数・道幅など）
8. 歩行者・自転車等への安全対策
9. 舗装・歩きやすさなど
10. 道路側溝などの雨水排水施設の整備

③公園や広場について

11. 公園・広場までの距離
12. 公園・広場の広さ
13. 公園・広場の緑の豊かさ
14. 公園・広場の遊具や設備（ベンチなど）

④下水道・河川の整備について

15. 下水道（生活排水）の環境
16. 河川の安全対策
17. 河川などの親水空間の整備
（岸辺の景観や親しみやすさなど）

⑤環境対策について

18. 不法投棄対策
19. 自然環境保護対策
（里山等の保全・河川等の水質浄化など）

⑥災害対策について

20. 避難路・避難所などの整備、わかりやすさ
21. 災害時の情報提供
（防災無線・防災メールなど）
22. 防災に備えた調査や情報提供
23. がけ地・宅地造成など危険箇所への対策
24. 老朽建築物やブロック塀など
危険箇所への対策
25. 消防団などの防災体制

⑦生活環境について

26. 駅周辺の整備
27. 商店・スーパーなどの買い物環境
28. 工業・流通地の整備
29. 住宅団地の整備
30. 空き家・空き地の管理・活用
31. 農地の管理・活用
32. 耕作放棄地への対応
33. 土地利用の混在（住宅と工業、商業など）
34. 公民館・図書館などの公共公益施設の整備
35. スポーツ・観光・レジャー施設の整備
36. 病院などの医療施設・体制
37. 高齢者や障がい者などの福祉施設・体制

⑧その他の環境について

38. 鉄道網の整備
39. バス網の整備
40. まち並や幹線道路沿道などの
景観の保全や整備
41. 水辺や樹林地・里山などの
自然景観の保全や活用
42. まちづくりへの住民参加

3 都市づくりの主要課題

南会津町の現況や社会の潮流等から、これからの本町の都市づくりにあたって、優先的な対応が求められる事項となる「都市づくりの主要課題」は、以下のように抽出されます。

(1) 人口減少を見据えた都市づくり

- ☑ 長年続いている人口減少により、商業施設などの縮小・撤退や空き家の増加を招くおそれがあります。それによる、町の賑わいの喪失や活力の低下が懸念されています。
- ☑ 人口減少を抑制するために、若年層の定住を促進する工夫が必要となっています。また、高齢化率が上昇していることから、高齢者福祉の充実が求められています。

(2) 土地や地域資源の有効活用

- ☑ 会津田島駅北側では、国道 289 号田島バイパスの整備が進められ、既に大部分が開通しています。バイパス沿道における、さらなる土地利用の促進をどのように図るかが課題となっています。
- ☑ 今後の担い手不足を考慮した場合、農地・森林の適正管理が課題となってきます。一方で、豊富な自然環境は地域資源として活用できる可能性があります。

(3) 都市機能の維持・充実

- ☑ 人口が減少していく中でも、住民の生活を支える商業や医療など、生活利便性を支える都市機能を将来にわたって維持・確保していくことが重要となります。
- ☑ 厳しい財政の中では、現在の公共交通サービスを維持していくことが困難になると考えられます。その対策として公共交通網の合理化などの工夫が求められています。

(4) 安全・安心な暮らしの確保

- ☑ 町が公表しているハザードマップでは、一部の居住エリアが浸水想定区域に含まれています。自然災害に備えた、より安心して暮らせる都市づくりが求められています。
- ☑ 今後さらなる増加が考えられる空き家について、適正管理や活用などの対策が求められています。

(5) 安定した町の運営

- ☑ 人口減少がさらに進むことで町の活力が失われていった場合、町税による収入が減少するなどの影響が考えられます。
- ☑ 町の歳入・歳出に大きな変化がない中、公共施設やインフラなどの都市基盤機能の維持管理に対する支出の増加が想定されています。安定した町の運営を図るために、効率的な管理・運営などの対応が求められています。

(6) 産業の振興

- ☑ 産業全体で従業者数・事業所数の減少が続いており、町の活力低下が懸念されます。また、賑わいの創出や定住促進といった観点からも、雇用の確保が求められています。

(7) 暮らしやすい都市づくり

- ☑ 本計画の策定に先立って実施された町民（田島地域）対象のアンケートでは、南会津町の暮らしやすさについて、「暮らしやすい」と「暮らしにくい」がほぼ同数となっています。「暮らしやすい」の理由としては、自然環境や生活環境の良さが挙げられています。一方で「暮らしにくい」の理由としては、雇用の場や医療・福祉環境、買い物環境などの不十分さが挙げられており、それらの確保・充実が求められています。
- ☑ アンケートの、都市計画区域内の環境について各項目の満足度と重要度を訪ねた設問では、特に病院などの医療施設・体制について、重要度が高いと考えられている一方で、満足度が低く、重点的な改善が求められています。
- ☑ 食料・日用品などといった最寄り品の購入や病院・医者への利用は南会津町内が、衣料品や家電といった買回り品の購入や休日の遊び・外出は会津若松市が、それぞれ行き先として最も多くなっています。移動手段はいずれも自家用車が最も多く、全体の約8~9割を占めています。バスなどの公共交通網に対する住民の満足度はやや低めであり、広域を含めた公共交通網の維持が求められています。

(8) その他

- ☑ 伊南地域では、旧伊南村の古町地区を中心に市街地が形成されていましたが、1964(昭和39)年に「古町の大火」により約13,800㎡が焼失しました。伊南地域の都市計画区域は、その大火後の復興のために指定され、1979(昭和54)年度に古町地区土地区画整理事業(13.7ha)が完了を迎えるなど、市街地の基盤を形成するという役割を果たしてきました。しかし最近では土地利用に大きな変化はなく、都市計画事業も予定されていないことから、今後の伊南地域における都市計画区域のあり方については、検討の余地があります。

第3章 都市づくりの基本理念

1. 都市づくりのテーマ
2. 将来都市像
3. 将来都市構造

第3章 都市づくりの基本理念

本章では、第2章で挙げた都市づくりの主要課題を踏まえて「都市づくりのテーマ」を整理し、本計画全体を通しての目標となる「将来都市像」を設定します。そして、それらの実現に向けて南会津町が目指すべき「将来都市構造」を示します。

1 都市づくりのテーマ

南会津町が抱える都市づくりの主要課題を踏まえ、これからの都市づくりを進めていくうえで共有すべきテーマを次のように設定します。



① 賑わいの創出

- ☑ 国道 289 号田島バイパスや国道 121 号沿道のさらなる土地利用の促進を図りつつ、会津田島駅前や既存商店街との連携を通して生活利便性を高め、まちの賑わいを創出できる都市づくりを目指します。



② 居住環境の質の向上

- ☑ 質の高い居住環境や生活利便性の確保を図り、子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが快適で健康的に住み続けることができる都市づくりを目指します。



③ 交通ネットワークの維持

- ☑ 広域的な道路網や公共交通網から身近な生活道路網まで、交通ネットワークを効率的に整備・維持し、誰もが多様な手段で安全・円滑・快適に町内や都市間を移動できる都市づくりを目指します。



④ 安全・安心の確保

- ☑ 地震・水害・雪害などの自然災害へ備えた防災・減災、空き家の適正管理や活用促進、交通安全や防犯の対策強化などを通して、誰もが安全に安心して暮らせる都市づくりを目指します。



⑤ 自然環境の管理活用

- ☑ 南会津町の特徴風景である森林や農地を適正に管理・保全し、地域の資源として活用することで、豊かな自然という町の魅力をさらに高め、次世代へと継承できる都市づくりを目指します。



2 将来都市像

本町の最上位計画となる『第2次南会津町総合振興計画』では、まちの将来像を「互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、安心と信頼のまち」と設定しています。

本計画では、総合計画で掲げられているまちの方向性を踏まえつつ、先に掲げた5つの都市づくりのテーマを包括し、計画全体の目標となる将来都市像を次のように設定します。

人・まち・みどりをつなぐ
未来へつながる南会津
～ 都市機能の維持と新たな活力による賑わいの創出 ～

“人”をつなぐ

まちなかの賑わい創出や質の高い居住環境の形成など、住民の安全・安心で質の高い暮らしの確保により、誰もが住み続けたいと思える都市づくりを目指します。また、町外からの交流人口の拡大に向けて、南会津町ならではの歴史・文化や自然資源を活かした観光・交流の都市づくりを目指します。

“まち”をつなぐ

都市活動を支える道路やバス・鉄道などの公共交通網の適正な維持管理を図り、都心部や会津若松市方面とつながる広域的なネットワークと、町内の各拠点や居住地をつなぐ地域内のネットワークが確保された、誰もが安全・安心して移動できる都市づくりを目指します。

“みどり”をつなぐ

農地や森林、河川など、南会津町のものである恵まれた自然資源の適正な維持管理を図り、自然災害にも備えた安全・安心な環境を形成します。また、観光・交流の場としての活用を図りながら、豊かなみどりを南会津町の魅力につなげる都市づくりを目指します。

“未来”へつながる

人・まち・みどりをつなぐ一体的な都市づくりを展開していくことで、将来にわたって持続可能な明るい未来へつながる南会津町の実現を目指します。

3 将来都市構造

(1) 将来都市構造の構成要素

将来都市像の実現に向けて、南会津町が目指す将来都市構造を設定します。役割が異なる「拠点」、「軸」、「ゾーン」の3つの要素によって構成します。

① 「拠点」の位置づけと役割

「拠点」は、商業・業務、行政、居住、観光・交流、工業、医療・福祉といった住民の日常生活や都市活動の中心であり、多くの都市機能や人々が集まる場となります。それぞれの機能・役割に応じた求心性を有する都市の核を「拠点」として位置づけます。

名称	役割
都市拠点 	【田島地域中心部】 <input checked="" type="checkbox"/> 南会津町の中心となる市街地であり、商業・業務、行政、居住、観光・交流、工業、医療・福祉など、住民の生活利便性の向上に資する多様な都市機能の集積と維持・確保を図ります。
中心都市拠点 	【会津田島駅周辺】 <input checked="" type="checkbox"/> 都市拠点の中でも中心性の高い拠点として、商業・業務や行政などの中枢機能の集積と維持・確保を図ります。
賑わい拠点 	【国道 121 号、国道 289 号田島バイパス沿道】 <input checked="" type="checkbox"/> まちの賑わいを創出する拠点として、商業・業務、居住、観光・交流などの都市機能を有する密度の高い市街地形成を図ります。
医療・福祉拠点 	【県立南会津病院周辺】 <input checked="" type="checkbox"/> 住民の医療・福祉を支える拠点として、充実した医療・福祉機能の維持・確保を図ります。
地域拠点 	【伊南地域中心部】 <input checked="" type="checkbox"/> 南会津町西側エリアの中心となる拠点として、商業・サービスなどの暮らしに必要な都市機能の維持・確保を図ります。
生活拠点 	【館岩地域中心部、南郷地域中心部】 <input checked="" type="checkbox"/> 周辺住民の日常生活の拠点として、商業・サービスなどの暮らしに必要な都市機能の維持・確保を図ります。
観光・交流拠点 	【スキー場、会津山村道場周辺】 <input checked="" type="checkbox"/> 町内外から多くの人が集まる交流拠点として、観光などの既存機能の適正管理と維持・充実を図ります。

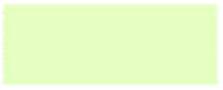
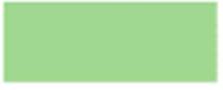
② 「軸」の位置づけと役割

「軸」は、都市間や拠点間を結ぶ動線であり、人やモノの円滑な移動や活発な交流・連携を確保・促進します。鉄道や主要な道路、河川などを「軸」として位置づけます。

名称	役割
都市軸 	【主要な道路、鉄道】 <input checked="" type="checkbox"/> 南会津町内や町と周辺都市とを円滑につなぐ交通軸として、適正管理と計画的な整備を図ります。
道路 	【会津縦貫南道路、栃木西部・会津南道路、国道ほか】 <input checked="" type="checkbox"/> バスなどの公共交通や自家用車による、地域間や広域の移動を支える交通軸として、適正管理と計画的な整備を図ります。
鉄道 	【会津鉄道】 <input checked="" type="checkbox"/> 広域移動を支える交通軸として、引き続き、周辺自治体や事業者との連携による路線の維持・確保を図ります。
河川軸 	【阿賀川、伊南川】 <input checked="" type="checkbox"/> 観光・交流や憩いの場となる安全性の高い親水空間として適正管理・活用を図ります。

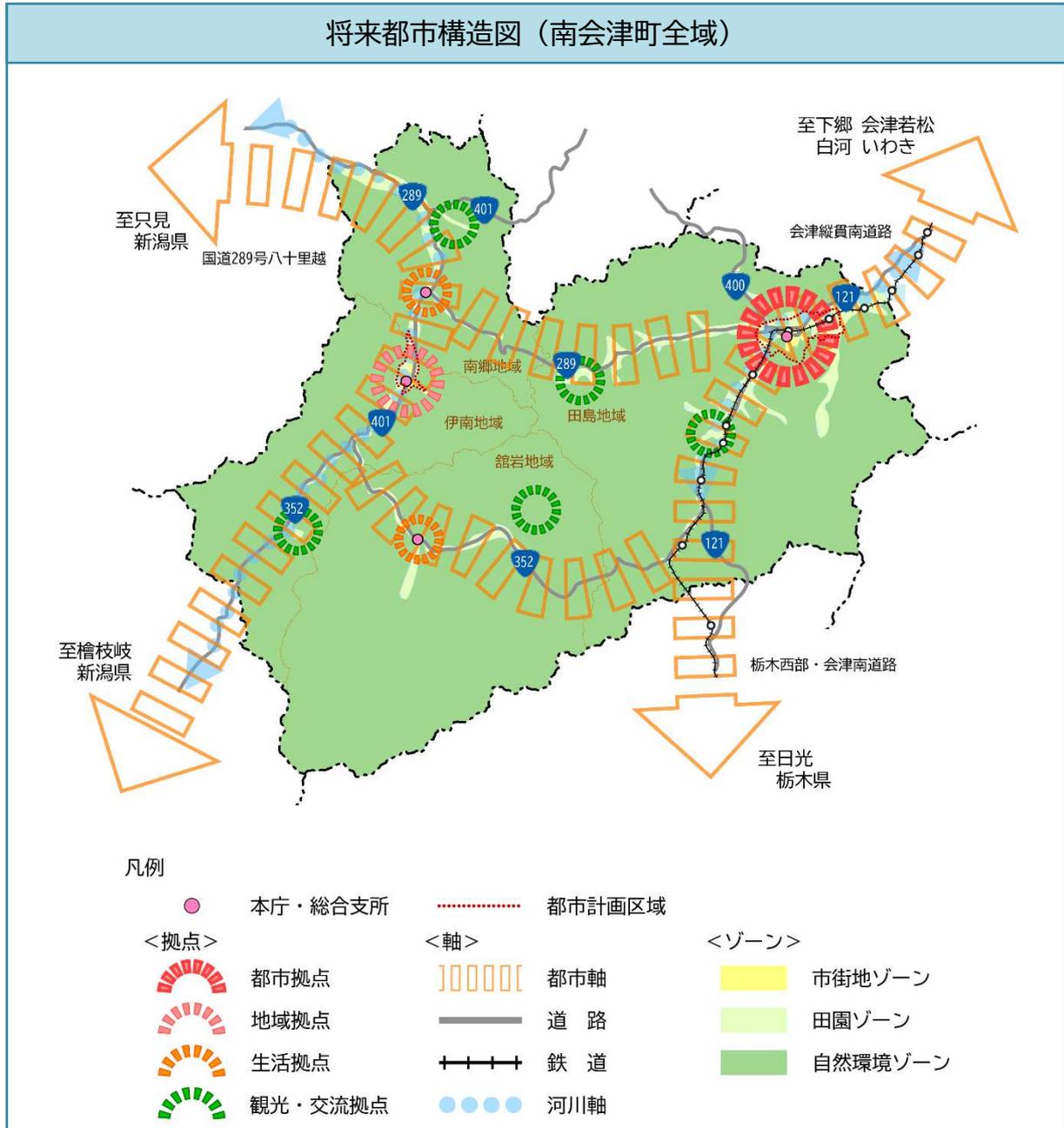
③ 「ゾーン」の位置づけと役割

「ゾーン」は、商業や住宅、自然といった同じ特性・役割を有する連続した土地であり、一体的かつ面的な土地利用を誘導します。

名称	役割
市街地ゾーン 	【都市計画区域内の既存市街地】 <input checked="" type="checkbox"/> 多くの住民が暮らし、様々な人が行き交う場として、安全・安心・快適な居住環境の形成とそれを支える都市機能の維持・確保を図ります。
田園ゾーン 	【市街地ゾーン以外の既存集落】 <input checked="" type="checkbox"/> 豊かな自然環境と人々の共生による良好な生活環境や景観が生まれる場として、既存集落の維持・活性化や、農地・自然環境の管理・保全を図ります。
自然環境ゾーン 	【森林地域】 <input checked="" type="checkbox"/> 南会津町に自然の恵みをもたらしてくれる豊かな自然資源を、絶やすことなく後世に引き継ぐために、自然環境の管理・保全を図ります。

(2) 将来都市構造

将来都市構造図（南会津町全域）



将来都市構造図（田島地域・伊南地域）

田島地域
(都市拠点)



伊南地域
(地域拠点)



凡例

- | | | | |
|------|---------|-------|---------|
| ● | 本庁・総合支所 | | 都市計画区域 |
| <拠点> | | <軸> | |
| | 中心都市拠点 | | 都市軸 |
| | 賑わい拠点 | | 道路 |
| | 医療・福祉拠点 | | 鉄道 |
| | | | 河川軸 |
| | | | 市街地ゾーン |
| | | | 田園ゾーン |
| | | | 自然環境ゾーン |

第4章 都市づくりの分野別方針（全体構想）

1. 土地利用の基本方針
2. 交通体系の基本方針
3. 水と緑の基本方針
4. 都市環境の基本方針
5. 安全・安心の基本方針

第4章 都市づくりの分野別方針（全体構想）

本章では、町全域を対象として「土地利用」、「交通体系」、「水と緑」、「都市環境」、「安全・安心」の5つの分野ごとに、これからの本町が目指す都市づくりの方針を示します。

1 土地利用の基本方針

土地利用の基本方針では、将来像の実現に向けて、それぞれのエリアが有する特性を踏まえながら、目指すべき土地利用のあり方や具体的な誘導・保全方策について位置づけます。

[本方針と関連する SDGs ゴール]



(1) 誰もが住み続けられる質の高い居住環境の確保

広大な町域を有する本町においては、まちなかから山間部まで多様な居住地が形成されています。人口減少社会が到来した中でも、子どもから高齢者まで、誰もが南会津町に住み続けることができるように、新しい社会潮流も踏まえながら、それぞれの居住地の特性を活かした質の高い居住環境の確保に取り組みます。

① 既存居住地エリア

- ☑ 主に田島地域の北側及び南側に広がる住宅地からなる『既存居住地エリア』では、用途地域の制限に基づいた適正な土地利用誘導を図ります。
- ☑ 狭あい道路の解消やオープンスペースの確保など、居住環境の質を将来にわたって担保していくため、住民が主体となったまちづくりのルールとなる地区計画や建築協定の導入について検討します。
- ☑ 本町の中心的な居住地となることから、現在指定されている建ぺい率の緩和についても検討し、建て替えなどの建築行為を促進することで、定住人口の確保を目指します。



既存居住地エリアの一部

② 新規居住地エリア

- ☑ 主に会津田島駅周辺地区土地区画整理事業区域(国道289号田島バイパス沿道エリアを除く)からなる『新規居住地エリア』では、既存居住地エリアとともに、現在指定されている建ぺい率の緩和についても検討しながら、引き続き、事業区域内での宅地造成を促進し、新たな居住地として定住人口の確保に取り組みます。
- ☑ 都市基盤が整備された利便性の高い居住地として、その価値や魅力をさらに高めていくために、地区計画や建築協定の導入を検討し、町内外の若年層の定住先として選ばれる居住地の形成を目指します。



新規居住地エリアの一部

③ 複合市街地エリア

- ☑ 主に田島地域の国道121号周辺に広がる既存市街地からなる『複合市街地エリア』では、引き続き、用途地域及び地区計画の制限に基づいた適正な土地利用誘導を図り、戸建住宅や集合住宅などの居住機能と、公共施設や商業施設などの多様な都市機能が一体となった、利便性の高い市街地形成を目指します。
- ☑ 田島地域の複合市街地エリアにおいては、複合的な市街地としての土地利用を進める一方で、同じ土地利用特性を有したまとまりのある街区の形成や、地域振興に資する具体的な土地利用の見込みなどを踏まえて、必要に応じて用途地域等の見直しについて検討します。
- ☑ 都市計画区域に指定されている伊南地域については、土地区画整理事業によって整備された既存市街地を「複合市街地エリア」として位置づけ、本町西部の中心的な市街地として、良好な市街地環境を適正に管理・継承し、周辺住民の生活利便性を支える各種都市機能の維持・誘導を図ります。なお、伊南地域における今後の土地利用や基盤整備の見通しなどを踏まえながら、これからの都市計画区域のあり方や必要性について、関係機関や地域住民などと連携しながら、継続的に検討していくこととします。



複合市街地エリアの一部

④ 田園居住エリア

- ☑ 主に田島地域の都市計画区域内の既存集落地からなる『田園居住エリア』では、周辺の田園環境との調和に配慮しながら、生活道路や生活排水設備など生活環境の維持管理・改善に取り組み、地域コミュニティを支える居住機能の維持を図ります。



田園居住エリアの一部

⑤ 郊外集落エリア

- ☑ 主に都市計画区域外の既存集落地からなる『郊外集落エリア』では、周辺の農地や森林などの自然環境の適正な管理・保全を図るとともに、周辺環境と調和した居住機能の維持を図ります。
- ☑ 集落機能の維持に向けて、多様な主体との連携・協働による支援体制を構築するとともに、住民の自発的・主体的な活動の促進に取り組みます。
- ☑ エリア内に点在する空き家の適正な管理や利活用を促進するため、空き家バンク制度等の積極的な活用を図ります。
- ☑ 重要伝統的建造物群保存地区に選定されている前沢曲家集落をはじめ、歴史的・文化的価値を有した地域資源については、これらを適切に保全・活用し、観光・交流機能の維持・充実を図ります。



郊外集落エリアの一部

(2) 生活利便性の確保と新たな賑わいの創出

南会津広域都市圏の圏域拠点として、商業、文化、医療、福祉など多様な都市機能の充実が求められる本町においては、鉄道駅周辺や主要幹線道路の沿道など、各エリアの役割分担を明確にししながら、町民の生活利便性や就業の場の確保に資する土地利用誘導を図るとともに、より広域的な波及を見据えた都市機能の充実や賑わい創出に取り組みます。

① 拠点商業・業務地エリア

- ☑ 主に田島地域の会津田島駅及び国道121号周辺に形成されている商業・業務地からなる『拠点商業・業務地エリア』では、住民生活を支える既存商業・業務機能の維持・充実を図るとともに、高い生活利便性を活かしたまちなか居住の場としての土地利用誘導を図ります。



拠点商業・業務地エリアの一部

- ☑ エリア内に立地する石蔵や日本家屋などの歴史的建築物を活用したまちなか拠点施設の整備や、利用者のまちなか回遊を促す“歩いて楽しめる環境づくり”の一体的な展開を図ることで、増加傾向にある空き店舗や空き地の利活用を促進するとともに、中心市街地の賑わい創出を目指します。
- ☑ 商店街の活性化にあたっては、継続的な活動を担う人材や組織の育成が必要となることから、多様な主体との連携を図りながら必要な支援を行います。

② 国道 289 号田島バイパス沿道エリア

- ☑ 主に国道 289 号田島バイパスの沿道からなる『国道 289 号田島バイパス沿道エリア』では、会津田島駅前や国道 121 号周辺の既存商店街との役割分担を図りながら、道路利用者や周辺住民の生活利便性の確保に資するサービス施設の立地を誘導します。
- ☑ 道路整備や土地区画整理事業区域における市街化の進捗状況に伴う人口や交通量の変化に応じて、周辺の居住環境との調和を前提としながら、地域の新たな賑わいや活力の創出に資する土地利用誘導に向けた用途地域の見直しを検討します。
- ☑ 本町の医療・福祉拠点に位置付けられる県立南会津病院周辺においては、既存機能の維持・充実を目指します。
- ☑ 都市的土地利用が進んでいる用途白地地域においては、実際の土地利用状況や周辺の土地利用展開の見込みを勘案しながら、必要に応じて用途地域の新規指定について検討します。



国道 289 号田島バイパス沿道エリアの一部

③ 国道 121 号沿道エリア

- ☑ 主に田島地域の国道 121 号の沿道（拠点商業・業務地エリアを除く）からなる『国道 121 号沿道エリア』では、周辺住民や道路利用者の利便性確保に資する沿道型サービス施設の立地を促進します。
- ☑ 国道 289 号田島バイパス沿道エリアとともに、本町の沿道型商業地を形成する本エリアについては、引き続き、自動車での利用を想定した比較的規模の大きい商業施設の立地を促進します。そのため、沿道型施設の後背地も含めた一体的な土地利用展開が可能となるように、用途地域の見直しについても検討します。



国道 121 号沿道エリアの一部

④ 産業振興エリア

- ☑ 主に田島地域の既存市街地の内、工場などが集積した産業地からなる『産業振興エリア』では、周辺の居住地や商業地に与える影響に十分配慮しながら、操業環境の維持・改善を図ります。
- ☑ 新たに企業等が進出した場合に、周辺の居住環境へ悪影響を及ぼすことが懸念される場合は、与える影響をできる限り低減するため、業種の制限強化を盛り込んだ特別用途地区の指定について検討します。



産業振興エリアの一部

(3) 自然環境の適正な管理・保全・活用

本町は、町の約9割を占める森林をはじめ、農地や河川など豊かな自然環境を有しています。これらの自然資源は、日々の暮らしに安らぎと潤いを与えてくれるだけでなく、地球規模での対応が必要となる環境問題や頻発する大規模災害に対応していくための重要な要素となることから、恵まれた自然資源の適切な管理・保全と活用に取り組みます。

① 田園エリア

- ☑ 主に農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域」からなる『田園エリア』では、本町の農業生産を支える場として、積極的な農地利用に基づく管理・保全を図ります。
- ☑ 農地の利活用にあたっては農産物のブランド化を図り、農地転用にあたっては、周辺農地の営農環境に配慮をしながら、6次産業化など地域振興に資する施設整備を促進します。
- ☑ 農地転用により都市的土地利用への転換が進んでいるエリアにおいては、周辺環境との調和に配慮した、計画的な土地利用誘導を担保するように、必要に応じて用途地域等の新規指定についても検討します。
- ☑ 農家の高齢化や後継者不足等を背景として、遊休農地の増加が見込まれることから、新規就農者の支援による担い手対策や農業への企業参入の促進、生産性向上に向けた圃場整備や農地の集約化など、積極的な農地利用による遊休農地対策を推進します。



田園エリアの一部

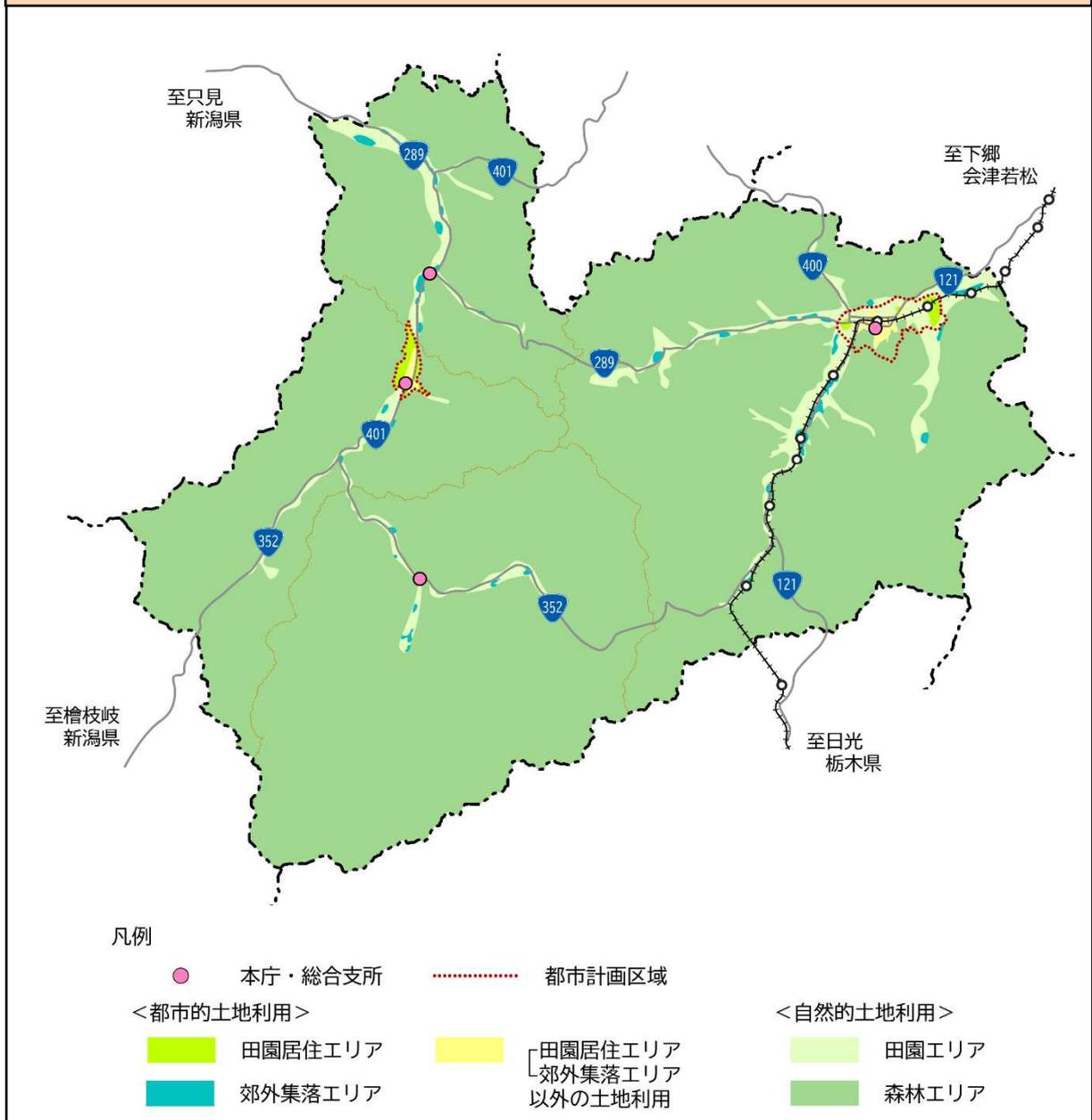
② 森林エリア

- ☑ 主に森林法に基づく「国有林」や「民有林」、自然公園法に基づく「国立公園」や「県立自然公園」、自然環境保全法に基づく「自然環境保全地域」からなる『森林エリア』では、関係法令に基づく適正な自然環境の管理・保全を図るとともに、本町の林業を支える場として、積極的な利用・管理を促進します。
- ☑ 温室効果ガスの吸収源としての地球環境の保全をはじめ、土砂災害防止機能、土壌保全機能、水源涵養機能、生物多様性保全機能など、森林の持つ多面的機能を発揮できる森林づくりを推進します。
- ☑ 森林は保健・レクリエーション機能も有しています。本町の特徴でもあるスキー場など、機能の拡充や新規創出が必要になった場合は、周辺環境に十分配慮しながら、森林の適正な維持管理と造成に取り組みます。



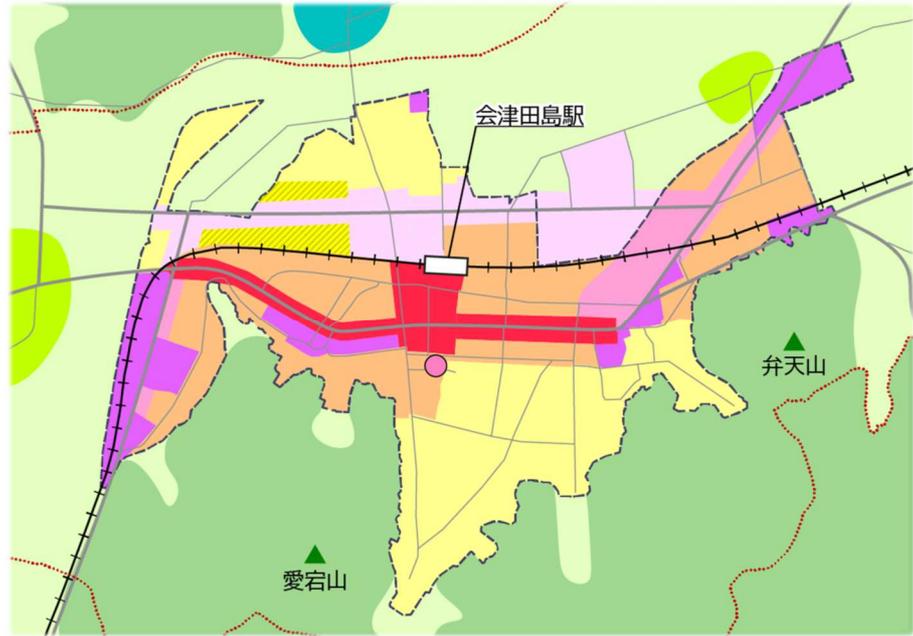
森林エリアの一部

土地利用の基本方針図

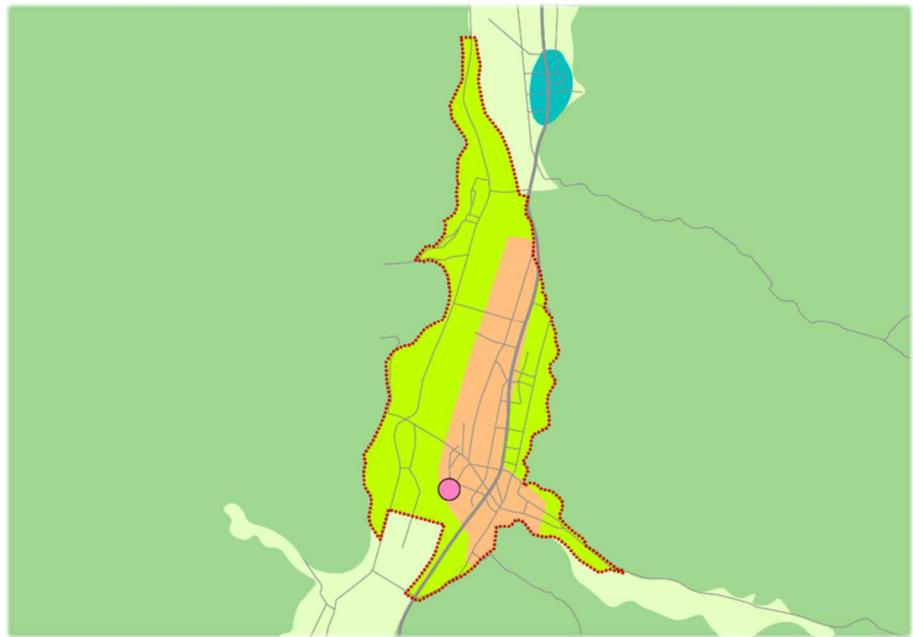


土地利用の基本方針図

田島地域



伊南地域



凡例

- | | |
|---|---|
| <p>● 本庁・総合支所</p> <p><都市的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 既存居住地エリア 新規居住地エリア 複合市街地エリア 田園居住エリア 郊外集落エリア | <p>● 都市計画区域</p> <p>----- 用途地域指定区域</p> <p><自然的土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点商業・業務地エリア 国道289号田島バイパス沿道エリア 国道121号沿道エリア 田園エリア 森林エリア |
|---|---|

2 交通体系の基本方針

交通体系の基本方針では、将来像の実現に向けて、円滑な都市間・地域間の移動を支える道路網の整備方針とともに、持続可能な公共交通網の構築に係る方針について位置づけます。

[本方針と関連する SDGs ゴール]



(1) 地域振興に資する広域ネットワークの構築

本町と県内外の都市をつなぐ道路網は、人々の日常生活や救急医療などの健康だけでなく、生産や流通、交流などの産業活動を支える重要な役割を果たしています。これからも、国道や主要地方道をはじめとする広域幹線道路の適正な維持管理を図るとともに、さらなる地域振興に向けて会津縦貫南道路などの新たな広域ネットワークの整備促進に取り組みます。

① 新たな広域連携道路の整備促進

- ☑ 磐越自動車道にアクセスする地域高規格道路となる「会津縦貫南道路」及び「栃木西部・会津南道路」、本町と新潟方面をつなぐ「国道 289 号八十里越」、昭和村方面をつなぐ「国道 400 号」など、新規整備や改良等が計画されている広域連携道路については、早期整備に向けて国や県などの関係機関への要望活動に取り組みます。

② 既存道路網の管理及び改良促進

- ☑ 本町の骨格を形成する「国道 121 号」、「国道 289 号」、「国道 352 号」、「国道 401 号」、「県道高碓田島線」、「県道黒磯田島線」、「県道大倉大橋浜野線」及び「県道栗山館岩線」については、引き続き、関係機関との連携・協働の下、広域連携道路や生活幹線道路として円滑な交通処理に資する適正な維持管理を促進します。
- ☑ 東北自動車道にアクセスする「県道黒磯田島線」をはじめ、既存道路網の機能向上や課題解消に向けた道路改良を促進するため、関係機関への要望活動に取り組みます。
- ☑ 国道 121 号や国道 289 号田島バイパスなど、既存市街地を通過する路線については、住民や来訪者が徒歩や自転車でも利用するため、関係機関との連携・協働の下、安全・安心な歩行空間の確保に努めます。



国道 121 号

(2) 日常生活を支える道路ネットワークの整備と維持管理

既存市街地及び集落内をネットワークする道路網は、より住民の日常生活に密着した道路となります。住民や事業者の安全・安心を確保し、良好な操業環境を支える路線として、引き続き、既存路線の適正な維持管理・改善を図るとともに、将来的な交通量の見込み等を踏まえた計画的な道路整備に取り組みます。

① 地域をつなぐ円滑な道路網の形成

- ☑ 田島地域の既存市街地内で整備・計画されている都市計画道路については、供用済み路線の適正な維持管理を図るとともに、事業中路線及び未着手路線の計画的な整備を推進します。
- ☑ 新たな幹線道路の整備や人口減少などを背景に、町内の各路線の交通需要も変化していることから、長期未着手となっている都市計画道路については、将来的な見通しを踏まえながら、廃止も含めた見直しを検討します。



供用済の都市計画道路

② 安全・安心に利用できる生活道路の整備・管理

- ☑ 既存市街地や既存集落内に整備されている生活道路は、居住地から主要路線へのアクセス路や子どもたちの通学路、その他日常生活に必要な役割を担っています。引き続き、子どもから高齢者まで誰もが安全・安心に利用することができるように、住民との連携・協働の下、交差点部の見通しや歩行空間の確保、バリアフリー化など、適正な維持管理と改善に取り組みます。

(3) 持続可能な公共交通網の確保

本町には会津若松市方面や首都圏方面への広域的なアクセスとなる鉄道網が整備されています。また、路線バスやデマンドタクシーなど、地域間や地域内における公共交通網も整備されています。子どもから高齢者まで、誰もが円滑に目的地に移動することができるように、公共交通の利用促進を図りながら、持続可能な公共交通網の確保に取り組みます。

① 鉄道網による広域ネットワークの確保

- ☑ 本町の中心的な玄関口となる会津田島駅は、通勤・通学や観光・交流の拠点として、路線バスやタクシー、自家用車等による送迎など、交通手段相互の乗り換えや駅からの徒歩移動が効率的に行われるよう、交通結節点（乗り換え機能）施設としての機能の維持・充実を図ります。

- ☑ 乗り換え機能の維持・充実にあたっては、駅前広場や駐車場の適正な維持管理をはじめ、来訪者にもわかりやすい案内板の設置など、ハード・ソフトの両面から、誰もが利用しやすい環境づくりに取り組みます。
- ☑ 鉄道は、住民や来訪者の広域移動の要となることから、関係する鉄道事業者に対し、周辺自治体とも連携しながら、さらなる利便性向上に資する運行ダイヤの改善等について要望します。
- ☑ 会津鉄道や各駅舎は、それ自体が観光資源としての可能性を有していることから、引き続き、事業者との連携・協働を図りながら、交流人口の拡大や地域振興に向けた活用と魅力創出に取り組みます。



会津鉄道

② 路線バス等による地域間ネットワークの確保

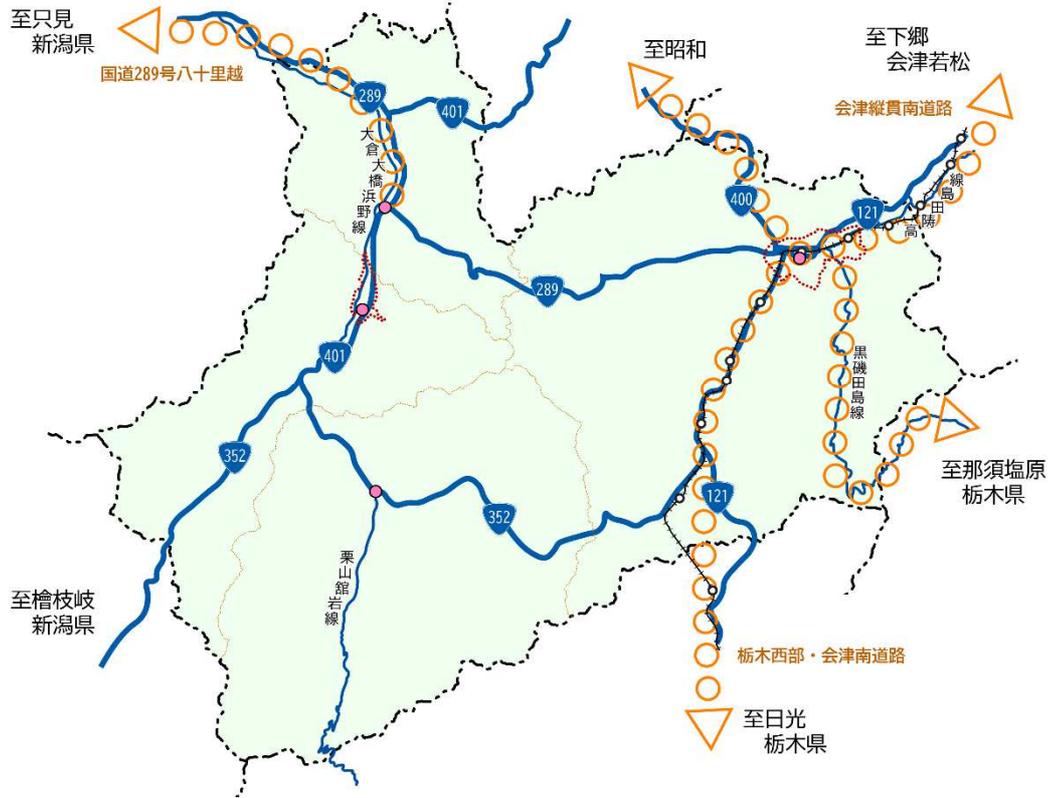
- ☑ 路線バスやデマンドタクシーなどは、本町の拠点施設と各地域に形成されている居住地をつなぐ貴重な移動手段となります。住民の高齢化が進む中で、その役割は今後さらに重要なものになることから、「南会津町地域公共交通網形成計画」をはじめとする関連計画に基づいて、バス及びタクシー事業者、さらに地域住民との連携・協働を図りながら、将来にわたってその機能を確保できるように努めます。



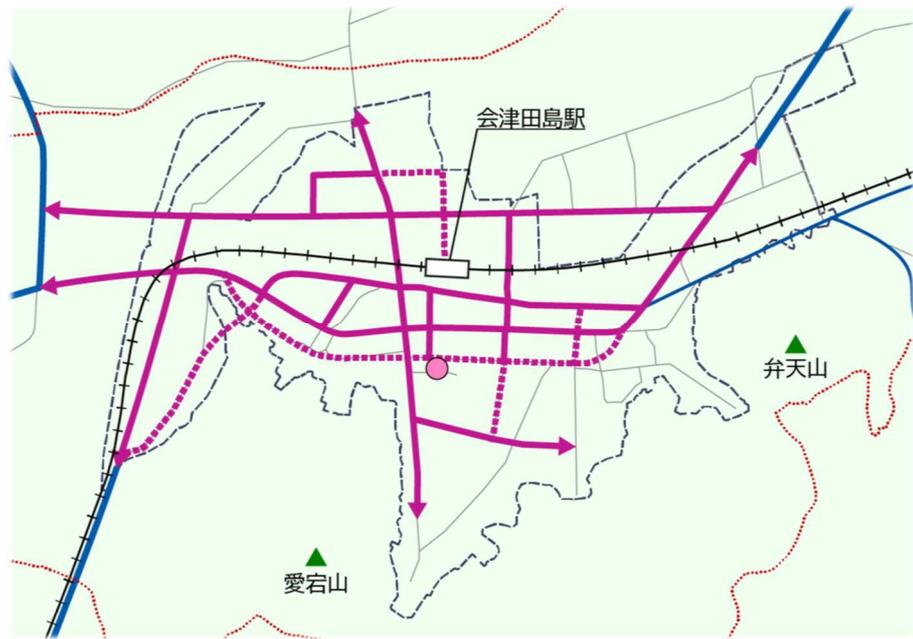
デマンドタクシー

- ☑ これらの機能を維持していくためにも、住民がより積極的に路線バスやデマンドタクシーを利用していくことが必要です。自家用車による移動だけに頼らず、路線バス等も利用する方向に自発的な転換を促していくために、公共交通の利用促進に資する住民への積極的な周知や鉄道との相互乗り継ぎの円滑化に向けたダイヤ改正、待合空間の整備など、モビリティ・マネジメントによる公共交通の利用促進に取り組みます。
- ☑ 路線バス等の持続性を確保する手段の一つとして、自動運転システムをはじめとする ICT などの新技術を活用した多様な移動手段の導入の可能性について、研究を進めます。

交通体系の整備方針図



田島地域



凡例

- | | | | | | |
|-------|---------------------|-------|--------|---------|-------------|
| ● | 本庁・総合支所 | | 都市計画区域 | - - - - | 用途地域指定区域 |
| ○○○○○ | 整備・改良が必要な
広域連携道路 | ——— | 国道 | ——— | 都市計画道路(整備済) |
| | | ——— | 県道 | | 都市計画道路(未整備) |
| | | ——— | 生活道路 | +++++ | 鉄道 |

3 水と緑の基本方針

水と緑の基本方針では、本町が有する公園・緑地の整備・管理に係る方針とともに、農地、森林などの自然資源の保全・活用に向けた方針について位置づけます。

[本方針と関連する SDGs ゴール]



(1) 暮らしに潤いを与える公園・緑地の適正な維持管理

田島地域の既存市街地内に整備されている公園・緑地は、日常生活に安らぎと潤いを与えるとともに、災害時などの避難場所やスポーツ・レクリエーションなど交流の場としての役割も担っています。今後も、既存施設の適正な維持管理を図りながら、さらなる利用促進に向けた機能更新や新たな施設の整備に取り組みます。

① 公園・緑地機能の確保

- ☑ 阿賀川沿いに整備されているびわのかげ運動公園をはじめ、田島地域の既存市街地内に整備されている公園・緑地については、地域住民の憩いの場として、引き続き、多様な主体との連携・協働による適正な維持管理に努めるとともに、さらなる利用促進に向けたアクセス性の確保について検討します。
- ☑ 会津田島駅周辺地区土地区画整理事業区域においては、良好な居住環境の形成に向けて、街区公園の適正配置と整備を推進します。

② 公園機能の最適化の推進

- ☑ 既存公園に設置されている施設については、その安全性について定期的な調査を行いながら、老朽化に対応した効果的・効率的な補修・更新による長寿命化を推進します。
- ☑ 施設の更新にあたっては、利用者の年代や将来的なニーズ等を踏まえながら、子どもを対象とした遊具施設から高齢者を対象とした健康器具への入れ替えなど、利用者ニーズに対応した機能の見直しを検討します。



びわのかげ運動公園

③ 地域振興に資する公園・緑地の創出

- ☑ 都市拠点となる田島地域の既存市街地内においては、良好な居住環境や賑わいづくりの視点から、空き家や空き地等を活用したポケットパーク機能を有する施設等の整備を検討します。
- ☑ 住民や来訪者のまちなか回遊の促進に向けて、住民や関係機関との調整を図りながら、市街地の敷地内緑化や生垣への改修、沿道緑化の促進に資する支援のあり方を検討します。



田島地域の石蔵

(2) 豊かな水と緑の管理・保全・活用

本町は、阿賀川や伊南川をはじめとする河川やその周辺を中心に広がる農地、本町の9割を占める森林など、豊かな自然資源に囲まれた都市です。これからも自然資源の適正な管理・保全を前提としながら、本町の地域振興につながる魅力の一つとして、地球環境や生物多様性にも配慮した積極的な活用に取り組みます。

① 魅力ある河川空間の形成

- ☑ 阿賀川や伊南川など、本町を流れる大規模河川については、住民や来訪者の観光・交流や憩いの場として、災害に備えた河川改修や河川管理施設の整備など、必要な安全対策に取り組みながら、親水空間としての環境づくりに取り組みます。
- ☑ 美しい水辺環境の管理・保全に向けて、多様な主体との連携・協働による美化活動を推進するとともに、定期的な検査を実施しながら、河川の良い水質の確保に取り組みます。



伊南川

② 自然資源の管理・保全・活用

- ☑ 本町に広がる健全な農地や森林資源については、適正な管理・保全を基本としながら、地域振興に資する活用に積極的に取り組みます。
- ☑ 観光・交流を支える拠点として整備されている町内のスキー場は、グリーンシーズンの活用等について検討します。



南郷スキー場

- ☑ 尾瀬国立公園田代山・帝釈山や国天然記念物に指定されている駒止湿原など、貴重な自然資源を有するエリアは、本町の重要な観光・交流資源でもあります。これらの資源を将来にわたって継承していくためにも、来訪者に資源保護に向けたルールの周知を徹底しながら、関係法令に基づいた適正な管理・保全に取り組みます。



尾瀬国立公園田代山

③ 生物多様性の確保

- ☑ 本町が有する豊かな自然資源は、多様かつ貴重な動植物の生息・生育の場でもあることから、引き続き、自然環境の適正な管理・保全を図るとともに、公園・緑地や河川等の整備・改修にあたっては、生物多様性の確保に配慮した工法等での実施を検討します。
- ☑ 田島地域の既存市街地では、市街地と周辺の農地・森林などの自然環境とをつなぐ生態系ネットワークとなる“エコロジカルネットワーク”の形成に向けて、市街地内のみどり空間や用水路などを確保しながら、生物多様性の保全を図ります。



ひめさゆり群生地

4 都市環境の基本方針

都市環境の基本方針では、快適で魅力的な都市を構成する要素となる上下水道や公共施設の維持管理・整備に係る方針、景観形成や環境、福祉に係る方針について位置づけます。

[本方針と関連する SDGs ゴール]



(1) 持続可能な上下水道の確保

快適な都市生活を支える上下水道施設については、既存施設の老朽化への対応と合わせて施設の長寿命化や機能の増進を図るとともに、持続可能なサービス提供に向けて、事業の効率化にも取り組みます。

① 水道施設の適正な維持管理

- ☑ 安全な水道水の安定供給は、住民や事業者の日常生活や経済活動を支える重要な役割を担っています。将来にわたって水道水を安全に提供していくために、水道施設の長寿命化や耐震化など、適正な維持管理と計画的な施設の更新を行うとともに、水道事業の広域連携など、事業経営の健全化に向けた取り組みを推進します。



上水道施設

② 下水道の適正な維持管理

- ☑ 快適で衛生的な生活を支える下水道施設については、引き続き、公共下水道整備事業を推進するとともに、合併処理浄化槽設置に対する支援など、生活排水対策の充実を図ります。
- ☑ 整備が完了している農林業集落排水事業及び簡易排水事業については、集合処理施設の適正な維持管理と事業経営の健全化に努めます。



下水道施設

(2) 効果的・効率的な公共施設の配置

住民の生活を支え、守る役割を担う公共施設については、施設の老朽化に対応した安全性の確保を図るとともに、今後の人口減少を見据えて、施設の統合・廃止も含めた適正配置を検討しながら、公共施設の適正管理と最適化に取り組みます。

① 公共施設の適正管理と最適化

- ☑ 本町が有する公共施設については「南会津町公共施設等総合管理計画」や「個別施設計画」などの関連計画に基づいて、更新・統廃合・長寿命化など、各施設の状況に応じた対応方策を検討し、公共施設の適正配置に取り組みます。
- ☑ 公共施設は子どもから高齢者、障がいを持つ方まで、多くの方が利用する施設となることから、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化に配慮した更新・改修等を推進します。
- ☑ 公共施設の再編に伴って発生する公有地については、周辺環境との調和や住民意向等に配慮しながら、地域振興に資する利活用方策について検討します。



御蔵入交流館

(3) 都市の魅力を高める景観づくり

本町には、森林や河川、農地などの自然環境が織りなす雄大な景観をはじめ、町内に残された歴史的・文化的景観など、多様な魅力を有する景観が形成されています。引き続き、良好な景観の保全を図りながら、町の賑わいや新たな価値の創出に資する景観づくりに取り組みます。

① 一体的な景観づくりの推進

- ☑ 本町の景観の保全・育成にあたっては、景観づくりに係る方針を定めた「南会津町景観計画」や、景観に影響を与える行為の届出等について具体的な手続きを定めた「南会津町景観条例」に基づいて、良好な景観づくりに向けた一体的な取り組みを推進します。



景観重要建造物 旧中荒井分校

- ☑ 景観づくりにあたっては、住民や事業者など、多様な主体との連携・協働に基づいて、それぞれの地域特性に応じた景観の保全・育成に取り組むとともに、必要に応じて、景観重要建造物や景観重要樹木等の新規指定について検討します。

② 賑わい創出に資するまちなか景観づくり

- ☑ 町内の鉄道駅及びその周辺エリアは、県内外からの来訪者に、本町の第一印象を与える重要な玄関口となることから、周辺環境との調和に配慮しながら、それぞれの地域特性に応じた魅力ある景観創出に取り組みます。
- ☑ 会津田島駅から国道 121 号沿道にかけて形成されている既存商店街では、新たな魅力と賑わいづくりの一環として、商店街として統一感のある街並みづくりを検討し、住民や来訪者のまちなか回遊の促進を図ります。
- ☑ 町内に点在する歴史的・文化的価値を有する建築物については、地域のシンボルとして、周辺と一体となった特色ある景観づくりを検討します。
- ☑ 国道 289 号田島バイパスなど、主要幹線道路の沿道地域においては、周辺環境との調和を図りながら、まちの活力や賑わいを感じさせる沿道景観づくりについて検討します。



中荒井駅のざる菊



旧南会津郡役所

③ 価値を高める住宅地景観づくり

- ☑ 自分たちが暮らす地域への誇りや愛着を育み、魅力ある居住地としてその価値を高めていくために、地区計画・建築協定の導入による統一感のある景観づくりやコミュニティ活動を通じた清掃・植栽などの美化活動、ハード・ソフトの両面から、住民が主体となったエリアマネジメントによる魅力ある住宅地景観づくりを促進します。

④ 原風景の保全・継承

- ☑ 山間の河川沿いに広がる農地と既存集落によって構成される田園景観や、雄大な山々によって構成される自然景観については、本町の原風景でもあることから、次世代にもこれらの景観を継承できるように、関係法令の適正な運用に基づく土地利用を図ります。
- ☑ 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている前沢曲家集落については、その歴史的・文化的価値を将来にわたって保全・継承していくため、引き続き、制度に基づいた保存・活用事業を推進します。



前沢曲家集落

(4) 人にも環境にもやさしい都市づくり

これから都市づくりを進めていく上では、地球温暖化をはじめとする環境問題や人口減少・高齢化の進行など、社会全体を取り巻く諸課題への配慮が求められます。これらの社会的課題を解消・改善していくために、本町においても多面的な視点から施策展開を図り、人にも環境にもやさしい都市づくりの実現に取り組みます。

① 脱炭素社会への移行

- ☑ 地球温暖化の要因の一つともいわれる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に向けて、公共交通の利用促進によるマイカー移動の抑制や公用車の電気自動車やハイブリッド車等への転換などに取り組みます。
- ☑ 本町における環境施策が位置づけられている「第2次南会津町環境基本計画」に基づいて、恵まれた森林、河川などの自然環境の管理・保全に取り組みます。
- ☑ 自然資源を有効に活用した再生可能エネルギーの利活用について検討するとともに、住宅等への太陽光発電などの導入促進に向けて、必要な支援を行います。



公用車(電気自動車)

② 誰もが暮らしやすい健康福祉の都市づくり

- ☑ 子どもから高齢者まで、誰もが安全・安心に暮らすことができる環境づくりに向けて、本町の医療・福祉拠点となる県立南会津病院周辺における機能の維持・充実を図るとともに、居住地からの円滑なアクセスの確保に向けた方策について検討します。
- ☑ 多くの住民や来訪者が利用する拠点地域においては、公共施設や店舗、道路などのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。また、外国人も含めて誰もがわかりやすい標識や案内板の設置についても検討します。
- ☑ 住民の高齢化を踏まえ、町内に点在する空き家・空き店舗等を活用したサロンなどの高齢者福祉機能の確保・創出に取り組みます。
- ☑ 本町が将来にわたって持続可能な都市として維持・発展していくためには、引き続き、若年層の流出を抑制するとともに、他都市からの定住促進を図っていく必要があります。若年層に定住先として選ばれる都市となれるように、ハード・ソフトの両面から、子育て支援サービスの充実に向けた取り組みを推進します。
- ☑ 町営住宅については、「南会津町町営住宅長寿寿命化計画」に基づいて、町営住宅の計画的な修繕や建て替え等の検討を行い、健全な管理運営に努めます。また、町内に点在する空き家や民間賃貸住宅の空き室等を活用したセーフティネット住宅の確保についても検討します。



県立南会津病院



バリアフリー施設



町営住宅

5 安全・安心の基本方針

安全・安心の基本方針では、誰もが安全・安心に暮らすことのできる都市づくりに向けて、自然災害への対応や交通安全や防犯に係る方策について位置づけます。

[本方針と関連する SDGs ゴール]



(1) 自然災害に備えた環境づくり

近年、地震や台風・大雨などに伴う大規模な自然災害が全国各地で頻発しています。広大な山林を有する本町においても、想定される自然災害への備えを強化し、防災・減災に向けた一体的な取り組みを推進し、住民や就業者、来訪者等の生命と財産を守ることができる環境づくりに積極的に取り組みます。

① 地震対策の推進

- ☑ 地震に強い居住地づくりに向けて、町全体で耐震化・不燃化を進めていくため、引き続き、旧耐震基準の木造住宅への補助制度など、既存建築物の耐震化促進に向けた支援に取り組むとともに、建築基準法第 22 条区域の指定に基づく建築物の不燃化を促進します。
- ☑ 老朽化が進む橋梁施設については、「南会津町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、関係機関との連携・協働の下、定期点検を行いながら、計画的な補修・補強等による合理的な維持管理に取り組みます。

② 風水害・土砂災害対策の推進

- ☑ 阿賀川や伊南川などの大規模河川を有する本町においては、河川周辺の平野部を中心に浸水想定区域が広がっています。浸水被害の防止・抑制に向けて、関係機関との連携・協働の下、河川改修に取り組むとともに、水門・樋門等の河川管理施設の計画的な補修・更新を図ります。さらに、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域から氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」に取り組みます。
- ☑ 雨水排水施設については、冠水の防止・抑制に向けて、改修計画を検討しながら機能の維持・向上に取り組みます。



桧沢川改良復旧事業

- ☑ 町域の9割を森林が占める本町では、既存市街地や既存集落の一部エリアが土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。大雨等による土砂災害から住民の生命と財産を守るため、関係機関との連携・協働の下、危険箇所におけるハード整備の強化や区域の見直しとともに、山林全体の安全性の確保・強化に向けて、治山・砂防・地すべり防止施設等の適正管理と機能拡充を促進します。



砂防ダム

③ 雪害対策の推進

- ☑ 豪雪地帯である本町においては、伊南地域や館岩地域の一部が雪崩危険箇所指定されています。雪崩による被害を防止・抑制するため、周辺住民への周知を図るとともに、予防対策施設の整備を関係機関に働きかけます。
- ☑ 冬期間における円滑で安全な道路交通の確保に向けて、除雪体制の強化を図るとともに、道路凍結など道路交通に対する障害発生の危険性が高い箇所では、凍結防止剤の散布や情報板等による情報提供の実施など、さらなる対策強化を関係機関に働きかけます。
- ☑ 町内に整備されている流雪溝については、適切な維持管理を図ります。また、住民の高齢化により、除雪作業が困難な箇所が発生していることから、高齢者世帯等除雪支援事業などを活用しながら、多様な主体との連携・協働による継続的な除雪体制の構築に取り組みます。



田島高等学校除雪ボランティア

④ 防災・減災に向けた環境づくり

- ☑ 本町の事前防災・減災、復旧・復興に係る総合的な施策を位置づけている「南会津町国土強靱化地域計画」及び「南会津町地域防災計画」に基づいた各種施策を展開しながら、自然災害に対する町の備えを強化していくとともに、被災後の復興まちづくりにおける目標や実施方針、進め方など、被災時に都市計画として求められる事項について事前に準備する「復興事前準備」についても検討を進めます。
- ☑ 被災時の復旧活動を支える緊急輸送路については、関係機関との連携・協働の下、適切な維持管理と機能拡充に取り組みます。

- ☑ 避難場所等への円滑な移動の確保に資する避難路については、ハザード情報と地域コミュニティの状況を踏まえて適切に設定するとともに、日常的な維持管理を促進します。また、災害時に緊急車両が円滑に通行できるように、狭あい道路においては、住宅の建て替え等と合わせた隅切りやセットバックなどによる道路空間の確保を促進します。
- ☑ 避難場所・避難所については、地域防災計画に基づいた適正配置と機能強化に努めます。田島地域の既存市街地においては、街区公園や駅前広場など、緊急時の避難場所として活用可能なオープンスペースの確保に取り組みます。
- ☑ 本町には、南会津地方広域市町村圏組合消防本部が設置されており、周辺都市を含む広大な圏域をカバーしています。また、周辺市町や県外の連携都市と災害時における相互応援協定を締結し、広域応援体制を構築しています。こうした相互応援協定の実効性を高めるため、各種防災訓練への参加や連携強化を図ります。
- ☑ 災害時における住民の主体的な避難行動を促進するため、防災ハザードマップをはじめとするハザード情報を積極的に周知するとともに、定期的な見直し更新を行います。
- ☑ 地域の身近なハザード情報を住民と行政とで共有し、より迅速な避難情報などの発信につなげていくため、携帯電話などの電子機器を活用したハザード情報の相互連携方策について検討します。



南会津地方広域市町村圏組合消防本部

(2) 安全・安心な都市づくり

災害時のみならず、普段から誰もが安全・安心な環境で暮らすことができるように、空き家等の適正管理や交通安全・防犯対策など、多様な主体との連携・協働に基づく総合的な都市の安全性の確保に取り組みます。

① 空き家・空き地の適正管理と活用促進

- ☑ 「南会津町空き家等対策計画」に基づき、管理不全空き家や不良空き家の発生の予防、関係団体と連携した空き家の実態把握を行います。また、管理不全の空き家については、所有者に適正な管理を依頼するとともに、著しく危険な空き家や特定空き家については、行政処分等の必要な措置を段階的に講じ、生活環境の安全性を確保します。
- ☑ 田舎暮らしや二地域居住といったニーズに加え、ワーケーションなどの新しい働き方も注目されていることから、町内に点在する空き家や既存市街地内に残された空き地が新たな居住ニーズの受け皿として利活用されるよう、空き家バンク制度等の積極的な運用に取り組みます。

② 交通安全対策の強化

- ☑ 誰もが安全・安心に道路空間を利用できるように、交通上のルールやマナーの順守など、交通安全意識の啓発を図るとともに、関係機関との連携・協働により、防護柵や横断歩道などの交通安全施設の適正な維持管理や新規設置を促進します。
- ☑ 豪雪地帯という本町の特性を踏まえ、冬期間の除雪にも配慮した道路及び歩道空間の適正管理と整備に取り組みます。
- ☑ 子どもたちが安全・安心に通学できるように、交通量の多い通学路については、警察など関係機関との調整を図りながら、ゾーン 30 プラスやキッズゾーン、一方通行の指定など、安全性の確保に向けた取り組みを進めます。
- ☑ 近年では、地震などによるブロック塀の倒壊が全国的な課題になっており、人的被害や緊急車両の通行阻害といった問題を引き起こしています。本町においても、避難路を中心に倒壊危険性の高いブロック塀などについて所有者の責任に基づく適正管理を徹底するとともに、撤去や植栽等への改修に向けた支援を行います。



ゾーン 30 を指定した路線

③ 協働・連携による安全・安心の確保

- ☑ 災害時には、自分の身は自分で守る「自助」、共に助け合う「共助」、行政が支援する「公助」の考え方を基本に、それぞれの立場でできることを主体的に取り組むことができるよう、日頃からの防災意識の醸成に取り組みます。
- ☑ 自主防災組織による日常の防災活動の活性化に向けて、自主防災組織の設立支援や継続的な活動促進に資する取り組み展開により、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上に取り組みます。
- ☑ 電気・ガス・上下水道・通信などのライフラインについては、災害時においてもその機能が利用できるように、事業者等との連携強化を図りながら、設備の耐震化の促進や代替措置の確保などに取り組みます。また、避難所など防災拠点施設への備蓄倉庫の設置を推進するとともに、町内に立地するスーパーやホームセンターなどの民間企業との提携を進め、災害時でも必要な物資を提供可能な体制構築に努めます。



避難誘導訓練



倒壊建物検索救出訓練

- ☑ 住民や来訪者が、安心して暮らし訪れることができる都市づくりに向けて、街路灯の設置をはじめ、地域コミュニティによるパトロールや子どもたちの見守り活動など、ハード・ソフトの両面から防犯抑止力の高い環境づくりに努めます。



コミュニティ助成事業による街路灯設置

第5章 都市づくりの実現に向けて

1. これからの都市づくりの進め方
2. パートナーシップに基づく都市づくり
3. 将来像の実現に向けた適切な都市計画の選択
4. 計画の適切なマネジメント

第5章 都市づくりの実現に向けて

本章では、本計画が掲げる将来都市像を実現していくために、今後の都市づくりを進めていくうえでの基本的な考え方や取り組み方針を示します。

1 これからの都市づくりの進め方

本町の都市づくりは都市計画分野だけで完結するものではなく、産業や教育、医療・福祉、文化など、都市づくりに係る多様な分野が相互に連携し、様々な施策・事業を一体的に展開していくことで、本町の目指す都市づくりを実現していくことができます。

本町の都市計画の基本的指針となる本計画においては、将来都市像『人・まち・みどりをつなぐ 未来へつながる南会津 ～都市機能の維持と新たな活力による賑わいの創出～』の実現に向けて、以下に示す3つの考え方を前提としながら、計画に位置づけた各種施策・事業の展開に取り組んでいくこととします。

パートナーシップに基づく都市づくり

人口減少や少子高齢化が進行する中で、持続可能な都市づくりを進めていくために、住民、事業者、行政など、都市づくりを支える多様な主体が連携・協働し合う、パートナーシップに基づく取り組みを、より一層推進します。

将来像の実現に向けた

適切な都市計画の選択

本町が目指す都市づくりの実現を都市計画分野から支えるために、各制度の役割や特性を踏まえた適切な都市計画を選択・活用し、本町が有する都市機能の維持・改善や新たな機能の創出に資する、土地利用の誘導や都市基盤の整備に取り組めます。

計画の適切なマネジメント

本計画で位置づけた各種施策・事業を着実に進めていくために、計画の進捗管理や社会経済情勢等の変化に対応した見直しの実施など、計画の適切なマネジメントを行いながら、計画の実効性と質の確保に努めます。

2 パートナーシップに基づく都市づくり

(1) 住民の役割

- ☑ 「住民」とは、地域住民や自治会、NPO やボランティア団体などを指します。
- ☑ 自分たちの暮らしの場である都市を、より安全・安心で快適な環境にしていくために、個人や自治会などのコミュニティを単位として、日常的な都市づくり活動に主体的に取り組むことが期待されます。
- ☑ NPO やボランティア団体などは、個人や自治会で取り組むことが難しい分野や、行政や事業者の取り組みで不足する分野等において、各団体の専門性を活かしながら、住民による都市づくり活動をけん引していくことが期待されます。



(2) 事業者の役割

- ☑ 「事業者」とは、町内で事業を行う企業や店舗・医院などをはじめ、本町を通過する鉄道・バス・タクシー事業者を指します。
- ☑ 自らも都市の受益者であり、快適で魅力的な都市づくりの実現を担う地域の一員であることを認識し、日常的な事業活動を通じて、町や周辺地域の活性化や生活利便性の維持・充実に貢献していくことが期待されます。
- ☑ 日常的な事業活動以外にも、事業者としての独自性・専門性を活かしながら、住民や行政が取り組む都市づくり活動に積極的かつ継続的に参加・協力し、本町の持続可能な都市づくりを支えていくことが期待されます。



(3) 行政の役割

- ☑ 「行政」は、国、県、町を指します。
- ☑ 住民や事業者の理解・協力の下、都市づくりに欠かすことのできない道路・公園などの都市基盤の整備や、適切な都市計画制度等の運用による土地利用誘導などを図りながら、計画で掲げた将来都市像の実現に努めます。
- ☑ パートナーシップに基づく都市づくりのけん引役として、各主体の継続的な都市づくり活動を育成・支援する体制づくりに努めます。



3 将来像の実現に向けた適切な都市計画の選択

(1) 各種制度の導入・展開

- ☑ 本計画で掲げた各種施策・事業の実現に向けて、その目的に応じた適切な各種制度の導入について検討を行い、住民や事業者の理解・協力を得ながら、その適正な展開・運用に努めます。
- ☑ 本町の田島地域の既存市街地で指定している「用途地域」については、各用途地域の制限に基づいた土地利用の整序・誘導を促進するとともに、本計画で掲げた目指すべき土地利用の実現に向けて、現状の土地利用状況や周辺環境の変化、主要幹線道路など都市基盤の整備進捗などを定期的に点検しながら、必要に応じて見直しや新規指定を行います。
- ☑ 地区の特性や実情に応じて、建築物の建築形態や道路・公園の配置など、きめ細やかな計画を定め、地区内の生活環境を保全・整備する「地区計画」については、現在田島地域の「大坪地区」で指定されています。今後は、他地区においても地区の特性や目的に応じた地区計画の導入について検討し、安全・安心で魅力ある都市環境の形成を目指します。

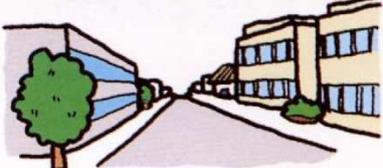
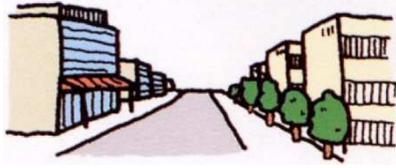
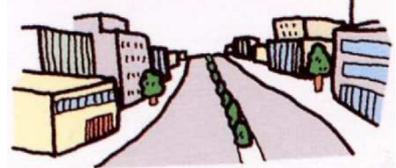
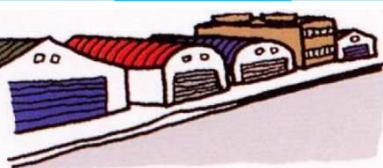
(2) 都市計画事業の推進

- ☑ 本計画で掲げた将来都市像を実現していくために、その具体化に向けて最適な都市計画事業を選択し、その計画的な実施を目指します。
- ☑ 都市計画道路事業については、引き続き、事業中及び未着手路線の計画的な整備を推進するとともに、長期未着手となっている都市計画道路については、将来的な交通需要の見通しも踏まえながら、廃止も含めた見直しを検討します。
- ☑ 公共下水道事業については、安定した施設管理の維持を図るとともに、下水道事業区域内における未整備地区の事業実施に関しては、各地区内の現状や今後の見通しを把握したうえで、関係者との協議を行いながら代替案も含めた検討を行います。

(3) 都市づくりに係る関連計画との連携

- ☑ 本町が目指す将来都市像を実現していくためには、本町の最上位計画となる「総合振興計画」をはじめ、南会津都市計画区域マスタープランなどの都市づくりに係る関連計画と連携しながら、本計画で掲げた各種施策・事業の実施に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- ☑ 「地域公共交通網形成計画」や「公共施設等総合管理計画」、「景観計画」、「国土強靱化地域計画」など、既に本町で策定済みの関連計画については、引き続き、各計画に基づいた取り組みの具体化を推進するとともに、社会情勢に応じた見直しについて検討します。
- ☑ 公園・緑地に係る基本方針となる「緑の基本計画」や、都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられる「立地適正化計画」など、本町で未策定の計画については、その効果や必要性を検証し、必要に応じて策定に取り組みます。

[参考：用途地域の概要]

<p>第一種低層住居専用地域</p>  <p>低層住宅のための地域。小規模な店舗や事務所兼用住宅、小中学校などが立地可能。</p>	<p>第二種低層住居専用地域</p>  <p>主に低層住宅のための地域。小中学校や150㎡までの一定の店舗などが立地可能。</p>	<p>第一種中高層住居専用地域</p>  <p>中高層住宅のための地域。病院、大学、500㎡までの一定の店舗などが立地可能。</p>
<p>第二種中高層住居専用地域</p>  <p>主に中高層住宅のための地域。病院、大学や1,500㎡までの店舗、事務所などが立地可能。</p>	<p>第一種住居地域</p>  <p>住居の環境を守るための地域。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどが立地可能。</p>	<p>第二種住居地域</p>  <p>主に住居の環境を守るための地域。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどが立地可能。</p>
<p>準住居地域</p>  <p>道路の沿道において自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。</p>	<p>田園住居地域</p>  <p>農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域。住宅に加え、農産物の直売所などが立地可能。</p>	<p>近隣商業地域</p>  <p>周辺住民の日用品の買い物などをするための地域。住宅、店舗のほか、小規模の工場も立地可能。</p>
<p>商業地域</p>  <p>銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域。住宅や小規模の工場も立地可能。</p>	<p>準工業地域</p>  <p>主に軽工業の向上やサービス施設などが立地する地域。環境悪化が大きい工場以外はほとんどの用途が立地可能。</p>	<p>工業地域</p>  <p>どんな工場でも立地可能となる地域。住宅や店舗などは立地可能だが、学校、病院、ホテルなどは立地不可。</p>
<p>工業専用地域</p>  <p>工場ための地域。どんな工場でも立地可能だが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは立地不可。</p>		

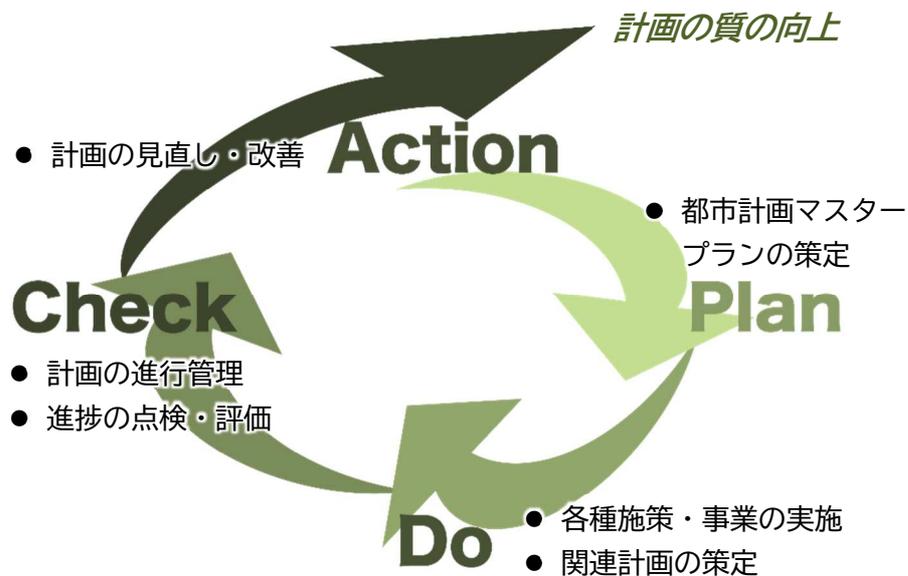
出典：国土交通省資料より作成

4 計画の適切なマネジメント

(1) PDCA サイクルによる計画の進行管理

- ☑ これからの都市づくりは、本計画で位置づけた各種方針に基づいて、様々な制度や事業等の導入・展開を図りながら、その優先度や緊急性、各主体との合意形成の状況などを勘案したうえで、計画的に進めていくことになります。これらの進捗については、計画(Plan)を実行(Do)に移し、その効果・成果を点検・評価(Check)し、必要な改善策(Action)を講じながら、計画の質をさらに高めていく「PDCA サイクル」による進行管理を行い、計画の実効性の確保と質の向上を目指します。
- ☑ 点検・評価は定期的実施することとし、計画で位置づけた方針ごとに、その具体施策の進捗状況について所管課で点検・評価を行い、その結果を計画の見直し・改善につなげます。

■ PDCA サイクルのイメージ



(2) 計画の柔軟な見直し

- ☑ 本計画は、概ね 20 年後の南会津町の都市の姿を展望した長期的な計画となることから、PDCA サイクルに基づく定期的な進行管理を行いながら、計画の中間年となる概ね 10 年後を目安に、計画の全面的な見直しを行います。
- ☑ また、計画策定以降、上位計画の見直しや関連法令の改正、都市づくりに係る大規模プロジェクトの発生や新たな技術の実用化など、本町を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が生じた場合においては、状況に応じて適宜計画の柔軟な見直しを行います。

参考資料

1. 用語集
2. 計画策定の経緯

あ 行

エコロジカルネットワーク

優れた自然条件を有する場所を生物多様性の拠点（コアエリア）として位置づけつつ、野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を生態的回廊（コリドー）で相互に連結させる考え方。

か 行

合併処理浄化槽

台所や風呂の生活雑排水を、し尿とあわせて処理できる浄化槽のこと。人口密度の比較的低い地域では公共下水道と比べて設置費が安く、短期間で設置できるため投資効果が確保し易い。（単独浄化槽は、水洗トイレの排水だけを処理する浄化槽。）

区域区分

都市計画区域内に設定する、市街化区域と市街化調整区域の区分。

協働

住民、事業者、NPO等の各種団体、行政などが各々の目的の実現にあたり、共通する取組や事業について、対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

グリーンインフラストラクチャー

自然の持つ多様な機能を活用したインフラや土地利用を推進する概念。

建築協定

住宅地としての環境または、商店街としての利便を高度に維持増進するなどのため、土地所有者等の全員の合意によって、建築基準法に決められた最低限の基準に加え、それ以上のきめ細かい基準を定めて、互いに守りあっていくことを約束する制度。

さ 行

親水空間

河川、湖沼、調整池などへの接近性（近づき易さ）を高め、水に触れる、眺める、接するなど、人々が水辺の景観や自然に親しめる機能を持った空間。

隅切り

2辺が道路と接する角敷地において、その角の一部分を空地とすること。見通しや道路空間を確保するために行われる。

セットバック

敷地や道路の境界線から後退して建物を建てること。

ゾーン 30

生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度 30km/h の速度規制を実施するなどして、ゾーン内における速度の抑制や抜け道として通行する車両の抑制などを図る安全施策。

また、最高速度 30km/h の速度規制に加えて、道路上にハンプ（凸部）や狭さく部といった物理的に速度を抑制する装置を設けることで、交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン 30 プラス」という。

た 行

地域地区

都市計画法に基づく都市計画の種類のひとつで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。

地区計画

住民の生活に身近な地区を単位として、安全で快適な街並みの形成や良好な環境の保全などを目的に、住民の意向を反映しながら、地区単位の整備目標、土地利用、地区施設、建築物等の整備に関する方針や計画を、都市計画法に基づいて定めるもの。

都市機能

人々が暮らすうえで必要となる、都市が持つ機能。政治・行政機能、商業機能、交通・通信機能、教育・文化・観光・娯楽機能、医療・福祉機能などが含まれる。

都市基盤

道路や公園、上下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地として都道府県が指定した区域。

都市計画区域マスタープラン

市町村を超える広域的見地から、県が都市計画法に基づいて策定するもので、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す計画。

都市計画道路

都市計画において定められる都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊街路の4種類がある。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土地区画整理事業

既成市街地などにおいて、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を目的として、換地手法を用いて、土地の区画形質を整え、道路・公園等の公共施設の新設・改良を行い、健全な市街地の形成や良好な宅地の供給を行う事業。

は行

ハザードマップ

浸水被害、土砂災害等の災害に対して、各地域が有する危険性を地図上に表示したもの。

バリアフリー化

高齢者や障がい者などが生活や活動をするうえで障害となっている、道路や建物内の段差など、障壁を取り除き生活しやすくすること。

ま行

モビリティ・マネジメント

一人一人のモビリティ（移動）が、個人的にも社会的にも望ましい方向（すなわち、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策。

や行

ユニバーサルデザイン化

高齢者や身体障がい者という特定の人に限定せず、また、あらゆる体格、年齢、障がいの度合いに関係なく、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすること。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、建築物の無秩序な混在を防ぎ、良好な市街地環境の形成や、都市内における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどの規制、誘導をする制度。

ら行

ライフライン

生活・生命を維持するための水道・電気・ガス・通信・食料など。

わ行

ワーケーション

「仕事 (Work)」と「休暇 (Vacation)」を組み合わせた造語。テレワークなどを活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと。休暇主体と仕事主体の2つのパターンがある。

2

計画策定の経緯

(1) 策定経過

開催日	内容
令和2年 12月	☑ 都市計画審議会への説明
令和3年 2月	☑ 南会津町都市計画マスタープランに関するアンケート調査の実施
令和3年 7月	☑ 南会津町都市計画マスタープラン策定委員会 設立 ☑ 第1回 南会津町都市計画マスタープラン策定委員会 開催
令和3年 9月	☑ 令和3年第3回議会定例会 産業建設委員会への説明 ☑ 第2回 南会津町都市計画マスタープラン策定委員会 開催
令和3年 10月	☑ 都市計画審議会への説明
令和3年 11月	☑ 第3回 南会津町都市計画マスタープラン策定委員会 開催
令和3年 12月	☑ 第4回 南会津町都市計画マスタープラン策定委員会 開催 ☑ 令和3年第4回議会定例会 産業建設委員会への説明
令和4年 1~2月	☑ パブリックコメントの実施 ☑ 計画素案の説明動画の公開※
令和4年 3月	☑ 都市計画審議会 諮問・答申

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面形式での住民説明会は開催せず、動画配信サイト YouTube の南会津町公式チャンネルにおいて計画素案の説明動画の公開を行った。

(2) 都市計画審議会委員名簿

区分	委員名	推薦団体	団体役職
1号委員	二 瓶 浩 明	南会津町商工会	監事
1号委員	長 沼 芳 樹	田島地区区長会	大町区長
1号委員	大 桃 一 浩	福島県建築士会 田島支部	支部長
1号委員	湯 田 重 行	南会津町農業委員会	委員
2号委員	室 井 英 雄	南会津町議会	議員
2号委員	大 桃 英 樹	南会津町議会	議員
2号委員	川 島 進	南会津町議会	議員
2号委員	馬 場 浩	南会津町議会	議員

※ 1号委員とは、南会津町都市計画審議会条例第3条第1項第1号に基づき「学識経験のある者」。

※ 2号委員とは、南会津町都市計画審議会条例第3条第1項第2号に基づき「町議会の議員」。

(3) 南会津町都市計画マスタープラン策定委員会名簿

委員名	推薦団体	団体役職
室井 竜典	南会津町商工会	事務局長
田浦 英典	南会津町田島地域協議会	委員
高橋 一成	福島県宅地建物取引業協会 会津若松支部	委員
湯田 敬子	絆づくりの会	会長
石倉 信昌	福島県 南会津建設事務所	企画調査課長
渡部 陽子	南会津町 総合政策課	企画政策係 主事
大竹 政範	南会津町 商工観光課	課長補佐兼 商工振興係長
大竹 喜成	南会津町 農林課	農政係 副主査
八木沢 誠二	南会津町 農業委員会	事務局長補佐兼 農地管理振興係長
星 克之	南会津町 健康福祉課	課長補佐兼 子育て支援係長
平野 貴司	南会津町 環境水道課	下水道係 主査
河原田 庄佐	南会津町 伊南総合支所振興課	課長補佐兼 農林建設係長

南会津町都市計画マスタープラン

発行：南会津町 建設課

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531 番地 1

TEL：0241-62-6230 / FAX：0241-62-1288

URL：<https://www.town.minamiaizu.lg.jp/>



南会津町